

令和4年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和4年3月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の所信表明

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。寒さも和らぎ、西平畑公園の河津桜も色づいてまいりました。新型コロナウイルスの変異株による感染拡大により、蔓延防止等重点措置が継続されており、まだまだ予断が許されない状況です。この会期中も感染予防に努めていただきたいと思います。

さて、去る2月22日、松田町告示第3号により令和4年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時04分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
1番 唐澤一代君、2番 古谷星工人君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
本定例会を開催するに当たりまして、去る2月24日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長 皆様おはようございます。令和4年3月第1回定例会議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月24日、午前9時より委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月2日から3月11日までの10日間といたします。本会議は3月2日、3日、4日と10日の4日間といたします。11日は予備日といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目、3月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」、受付番号6号、田代実君までを行います。

本会議2日目の3日は、一般質問の残り、受付番号7号、井上栄一君を行い、

日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）」から日程第14「議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」までの審議を行います。

日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）」は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯及び住民税非課税世帯等を支援するための臨時特別給付金事業によるもので、令和3年12月15日付で専決処分したものですので、即決をお願いいたします。

日程第7「議案第1号松田町公共施設等整備基金条例」は、今後の公共施設やインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となるため、持続可能な財源確保に向け、新規に公共施設等整備基金条例を制定するものです。新規条例ですので、質疑の後、総務文教常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

日程第8「議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、所要の改正をするものです。十分な質疑を行い、即決をお願いいたします。

日程第9「議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、駐車場利用者の増加を図るため、使用料を減額し、また使用料の減額規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるよう、所要の改正をするものです。十分な質疑を行い、即決をお願いいたします。

日程第10「議案第4号松田町営住宅条例の一部を改正する条例」は、所得税法の改正に伴い、公営住宅法施行令が一部改正されたため、所要の改正をするものです。一部改正ですので、即決をお願いいたします。

日程第11「議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例」は、消防団員の処遇改善を図るため、国が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に基づ

き、消防団員の報酬形態の改定を行うほか、所要の改正をするものです。十分な質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第12「議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたため、所要の改正をするものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第13「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、所要の改正をするものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第14「議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、本定例会に提案しております補正第11号のとおり、事業の繰越しに伴いまして施行期日を定める附則を改正するものです。十分な質疑等を行い、即決でお願いいたします。一般質問終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催いたします。

本会議3日目の3月4日は、日程第15「議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）」から日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」までの審議を行います。

日程第15「議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）」から日程第18「議案第12号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までは、補正予算ですので、即決でお願いいたします。

日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」は、提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑までを行います。その後、予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会でお願いたします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会へ出席をお願いいたします。

5日の土曜日、6日の日曜日は休会といたします。

7日は午前令和4年度工事予定箇所の現地視察を実施します。午後は委員会活動とし、総務文教常任委員会は付託された案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会等には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いいたします。

8日・9日は委員会活動日とします。8日は午前には議会改革推進委員会を開催します。午後は1時から大会議室において令和4年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いいたします。

9日は、午前には総務文教常任委員会を開催し、付託された案件の審査をお願いいたします。午後は1時から大会議室で令和4年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いいたします。

本会議4日目の3月10日は、日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」の特別委員会報告を行い、日程第20「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計」から日程第29「委員会の閉会中の継続審査申出書」までを行い、閉会の予定です。

議案第13号、予算案ですね、について、委員長報告後、質疑・討論・採決を行います。その後、日程第20「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第27「議案第21号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」までの8特別会計の新年度予算の審議をいたします。全て即決でお願いいたします。

新年度予算の審議終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催いたします。

議会全員協議会終了後に本会議、日程第28「同意第1号人権擁護委員の推薦について」を行います。人事案件ですので、即決でお願いいたします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。また、陳情につきましては2件の提出があり、机上配付となりましたので、御高覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおられますので、補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会

の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和4年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月2日から3月11日までの10日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆様おはようございます。本日から10日間の定例会、何とぞよろしくお願いを申し上げます。松田山の河津桜がようやく咲き始めまして、春を感じる心地のよい季節となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

初めに、去る12月末に前松田町長 島村俊介さんが享年75歳の生涯を閉じられ、年明けにお通夜並びに告別式が多くの方の参列者に見守られながら執り行われました。また、去る令和4年1月には元町議会議員でいらっしゃる山岸宇三郎さん、2月には助役、そして町議会議員としてお務めされました鈴木清さん、また菅谷一夫さんが生涯をお閉じになられました。謹んで哀悼の意を表します。皆さんから学んだ行財政運営の取組や、町への思いを忘れずに、今後引き続き町政のかじを担ってまいりたいというふうに考えております。本当にお世話になりました。御冥福を心からお祈りをいたします。

それでは、去る2月22日に令和4年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会を開催されることができましたことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況でございますが、昨年11月頃にオミクロンと呼ばれる新たな変異ウイルスが国内で発見されてから、各都道府県において過去最多の感染者の数が報告され、1月19日には神奈川県全域にまん延防止等重点措置が発令され、現在当町におきましても第6波への対応に取り組んでいるところでもございます。そこで、当町における感染確認者数については、令和3年4月からの合計になりますけれども、221人です。11月、12月

は0人でしたが、令和4年1月に入り、これまで161人、そのうち2月だけで123人という陽性者の報告がされているところでもありますので、引き続き感染拡大防止対策を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてお知らせをいたします。まず、3回目の接種状況でございますが、最新の数値、2月28日末の時点でございますけれども、12歳から17歳の方についてはまだ承認がおりておりませんので、除いた対象者として、8,386人中3,440人でありまして、率にして41.02%となっております。また、5歳から11歳までの子供たちの1回目の接種については、3月19日から開始予定としております。町民が安心して暮らすため、しっかりとした町政運営を進めてまいります。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に報告させていただきたいところではありますが、さきにお配りさせていただいている公務報告書にて割愛させていただき、また議会に先立ち貴重なお時間を拝借いたしまして、令和4年度当初予算案を審議いただくに当たり、所信の一端を述べさせていただくところでございますが、その前にまず本定例会に提案させていただいております条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げさせていただきます。

提出議案につきましては、承認案件1件、新規条例案1件、条例の一部を改正する条例7件、補正予算4件、新年度予算9件でございます。また、同意案件につきましては、準備が整い次第、提出させていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号））については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯及び住民税非課税世帯等を支援するための臨時給付金事業によるものでございます。なお、現在の給付状況を申し上げますと、12月23日に子育て世帯を中心に給付を開始して以来、全対象者に対し約90%の世帯へ給付が完了しておりますので、残りの給付については申請があり次第、随時給付を行ってまいります。

議案第1号松田町公共施設等整備基金条例の制定については、今後の公共施設やインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となるため、持続可能な財源確

保に向け、新規に公共施設等整備基金条例を提案するものでございます。

議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、駐車場の利用者の利便性と利用を促進し、使用料の増収を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、駐車場利用者の増加を図るため、使用料を減額し、また駐車場使用料の減額規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるよう、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第4号松田町営住宅条例の一部を改正する条例については、所得税法の改正に伴い、公営住宅法施行令が一部改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇改善を図るため、国が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬形態の改正を行うほか、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本定例会に提案しております補正第11号のとおり、事業の繰越に伴いまして、施行期日を定める附則の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）については、年度内のほぼ最後の補正予算でございます。事業費が確定し、不要となった予算額

などを整理させていただいたものでございます。

議案第10号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、保険給付費における高額医療費が減少したことによる歳出減額補正に伴い、その財源となる県補助金の保険給付費等交付金の歳入減額補正並びに国民健康保険事業納付金の財源補正が主なものでございます。

議案第11号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金の確定などによるものでございます。

議案第12号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、神奈川県後期高齢者医療広域連合へ拠出する令和3年度保険基盤安定負担金の額が確定したので、これに伴う歳入歳出の減額補正が主なものでございます。

議案第13号から第21号までが令和4年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全9会計を提案させていただくものでございます。

以上、提出条例案等のそれぞれの概要でございました。御説明申し上げました諸議案につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長等より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう心からお願い申し上げます。

次に、令和4年の初めての定例議会開会に当たり、令和4年度町政運営に対する所信を述べ、議会の皆様及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。議案とともに提出いたしました令和4年第1回定例議会所信表明をもとに、令和4年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当面の町政に対する取組などについて所信の一端を申し述べさせていただくわけですが、主に新型コロナウイルス感染症総合対策や新規事業、重点事業などの概要とさせていただきます。それでは、皆様方のお手元にある所信表明を御覧ください。

令和4年度当初予算案につきまして、初めに新型コロナウイルスの感染状況については、昨年11月にオミクロンと呼ばれる新たな変異ウイルスが当町でも

発見されて以来、感染拡大が始まりましたが、当町においては今年に入り徐々に陽性者が増え、町民の生活や地域経済等への影響が続いており、これまで新型コロナウイルス感染拡大の第6波への対応にも積極的に取り組んできたところでございます。町民の命と暮らしを守り抜き、未曾有の危機を克服して、コロナ禍による生活様式の変化に対応した新たな日常を実現し、町民や議会、行政との協働・連携協力による持続可能なまちづくりに取り組むため、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民の目線に立ち、町民のための町政運営を進めてまいります。

現在、地方創生関連施策をはじめ、定住促進や交流・関係人口施策、防災対策並びに高齢者や子育て世帯への支援など、町民・議会議員の皆様の御理解と御協力を賜り、町民福祉の増進と地域の活力に資する施策等を展開できていることに対し、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、令和4年度当初予算案の概要を申し上げます。初めに、令和4年度一般会計予算案につきましては、総額55億1,000万円、前年度対比10億6,000万円の減、率にして16.1%の減となっております。主な減額要因は、約20億となる松田小学校校舎建設が完了したことによるものでございます。

次に、国民健康保険事業など7特別会計の総額は29億9,910万円、前年度対比1,743万円の増額、率にして0.6%の増となっております。企業会計の上水道事業会計につきましては、1億8,446万円、前年度対比1,912万円の増額、率にして11.6%の増となります。

9会計の令和4年度予算総額は86億9,356万円、前年度対比10億2,344万円の減額、率にして10.5%の減となっております。令和4年度当初予算案につきましては、一般会計及び全会計合わせて過去2番目の予算規模となっております。

続いて、予算編成の基本的な考え方でございます。当町の人口動向を見ますと、約8年前になる平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が発表したいわゆる増田レポートの報告では、20歳から39歳までの女性の人数をもとに算出された結果、松田町は2040年の人口推移によると7,055人となり、消滅可能性都

市として名指しされて以来、消滅可能性都市にならないために、町民や議会の皆様方の御理解と御協力により、平成30年の調査では7,364人、最新の町の調査では約7,800人まで回復する見込みとなっております。現在、令和元年に策定した町将来設計となる第6次総合計画の基本構想に掲げる2040年に人口1万人の実現に向け取り組んでおり、現在までのところは毎年度ごとの想定人口を上回る状況で推移しております。

そのような中、令和4年度も人口推移を念頭に置き、第6次総合計画の前期アクションプログラムが4年目を迎えますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として対応を行いつつ、新型コロナによる影響によりアクションプログラムどおりの推進ができなかった事業については、町民や議会の皆様方の御理解、御協力を賜りながら、徐々に取り戻してまいりたいと考えております。そのようなコロナ禍の状況であります。今後はSDGs未来都市としてポスト・ウィズコロナを見据えながらも、誰一人取り残さないSDGsに資する取組を積極的に推進し、子供から高齢者までのみんなが笑顔で幸せなまちを目指す、持続可能な未来創造・チルドレンファースト推進予算として、当町が持続可能な未来を築けるよう、創意工夫した予算編成を行いました。

それでは、一般会計における歳入歳出について、特色のあるものを中心に御説明を申し上げます。

初めに、歳入の町税については、15億2,654万円、前年度対比3,258万円の増額、率にして2.2%の増となっております。経済活動の回復基調による個人町民税や法人町民税の増収、また新築家屋への新規課税や新築の軽減切れによる固定資産税の増収が見込まれ、全体として増額を見込んでおります。

地方交付税については、10億8,500万円、前年度対比1億8,000万円の増額で、率にして19.9%の増となっております。令和4年度の国の地方財政計画に基づき、地方交付税の原資となる国税収入の回復による普通交付税の増額を見込んでおります。

国庫支出金については、6億9,237万円で、前年度対比5億2,309万円の減額、率にして43%の減となっております。主な減額の要因は、松田小学校校舎建設

が完了したことによるものでございます。主な交付金等は、社会資本整備総合交付金や地方創生推進交付金などとなります。

次に、県支出金については、3億6,640万円で、前年度対比2,566万円の増額、率として7.5%の増となっております。主な補助金等は、自治基盤強化総合補助金としての地方創生事業関係や、水源環境保全・再生施策市町村交付金、地籍調査費補助金などとなります。

寄附金については、1億1,000万円で、前年度対比1,000万円の増となります。これはふるさと納税によるものでございますが、令和3年度は町内2つのゴルフ場へふるさと納税自販機の設置や企業版ふるさと納税制度を含め、観光PRの推進や雇用の拡大を行ってまいりましたので、新年度はさらに返礼品の品目を増やすなど、寄附額の積極的な受け入れを図ってまいります。

次に繰入金については、2億2,318万円、前年度対比1億5,659万円の増額、率にして235.1%の増となっております。松田小学校整備事業費や松田中学校改修事業等に充てるための教育施設整備基金や、その他事業に充てるための財政調整基金からの繰入金を予定しております。増額の主な要因は、小田原市消防松田分署の建設に伴う用地購入費等によるものでございます。なお、財政調整基金の現在高については、令和4年2月現在で11億9,500万円超となっており、令和5年3月末での残額は、現時点で約10億7,000万円を見込んでおります。

町債については、6億5,480万円で、10億2,910万円の減、率にして61.1%の減となっております。主な減額の要因は、松田小学校校舎建設が完了したことによるものでございます。令和4年度で予定している主な町債につきましては、松田小学校旧校舎解体等の事業や、新松田駅南口駅前広場整備事業などによるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、1億3,000万円、前年度対比1億5,000万円の減額となっております。主な減額要因は、さきに述べましたとおり、普通交付税の増額により臨時財政対策債が減額の振替になったことによります。

続きまして歳出でございます。主な施策等については、予算科目順に御説明

を申し上げます。

初めに議会費、予算額8,103万円で、前年度対比121万円の減額となっております。

次に総務費、8億7,610万円で、前年度対比1億1,647万円、率にして15.3%の増となっております。主な増額の要因は、新規に、仮称でございますが公共施設等整備基金を設置し、今後、公共施設等の更新などの経費に充てるための基金積立金や、チルドレンファースト推進事業、SDGsに資するデジタル化の取組などによるものでございます。

新規事業につきましては、チルドレンファースト推進事業として222万円を計上し、近未来を見据えた子供たちが住みたい、子供たち目線のまちづくりを推進することで、親子3世代が安心して暮らせる環境等を整えていくための協働・連携協力を通じたまちづくり事業を中長期的に展開していくため、子供たちの意見を聞き、具体的な事業を行うための協議体を立ち上げ、実施に向けた基本的な事業計画を策定してまいります。

次に、誰一人取り残さないSDGsの推進事業として99万円を計上し、デジタル&グリーン化により、様々な地域の課題とその解決に向けた活動等を広く周知・共有し、その取組を応援したい人をつなげていくための官民連携による全国初となるプラットフォームを構築し、より具体的に展開してまいります。

次に、公共施設等総合管理計画に伴う公共施設やインフラ整備など、将来の財政需要を見据えて投資的事業にかかる経費の財源として、新規に（仮称）公共施設等整備基金を設置し、令和4年度は8,000万円を積み立てるものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策及びデジタル化事業の一端として、町営臨時駐車場非接触型対応設備の設置に伴う経費に550万円、重点事業の定住少子化対策支援事業及び移住交流推進事業について1,133万円を計上し、実際に町に住まいを定めた方への住宅取得奨励金支給事業や、定住希望者への積極的な町生活関連情報の提供、民間の空き室等の解消に向けた若年世帯や子育て世帯及び今回新たな事業として、進学を機に町内に学生を呼び込むための入居

にかかる経済的支援を予定しております。また、地域公共交通対策事業については1,377万円を計上し、公共交通の補完を目的に、路線バスの維持確保を併せた地域公共交通対策として、乗合バス運行補助事業、通学定期券助成事業、高齢者バス定期券助成事業と、令和3年度にAIオンデマンドバス導入に伴う計画を策定しますので、令和4年度では既存の公共サービスと新たなデジタル化に対応した公共ニーズとして、将来にわたり地域住民の移動の足を確保するため、法律に基づく地域公共交通計画を策定してまいります。

次にシティプロモーション、おもてなし推進事業については、町のプロモーション用の商品開発や町の魅力を町内外に発信・浸透させて、定住・交流人口やふるさと納税の増加につなげるための事業費636万円を計上しております。

次に民生費では、予算額13億4,415万円、前年度対比254万円の増額、率にして0.2%の増となっております。

高齢者福祉施策の拡充事業については、デジタル機器を活用した高齢者等見守り事業に186万円、新型コロナウイルス感染症総合対策事業として、高齢者等移動手段確保補助金926万円を計上し、75歳以上の高齢者及び妊産婦さんの外出支援としてタクシー乗車の初乗り運賃を助成するものでございます。また、高齢者等災害時避難支援では、引き続き75歳以上の高齢者及び妊産婦さんが災害等により避難所等へ避難する際の移動にかかるタクシー料金の助成を行ってまいります。

続いて障がい者福祉施策では、障害者福祉サービス等給付金事業や重度障害者医療費助成事業などを継続的に行い、児童福祉施策については新型コロナウイルス感染症総合対策事業として、新たにおむつ等の育児用品購入にかかる経済的支援として、子供1人に対し年3万円を支給する子育て応援給付金や、継続事業ではひとり親家庭等支援はもとより、ふたり親家庭であっても失業や収入減により家計にも影響を受けた低所得の子育て世帯を対象として、新たにふたり親家庭支援金などを計上しております。

重点事業の子育て支援センター・ファミリーサポート事業に1,670万円を計上し、拡充事業については、今まで中学校修了までを対象としていました小児

医療費無償化を18歳（高校生）まで拡充する小児医療費助成事業に3,882万円、保育所運営事業では第2子の保育料の無償化、児童福祉増進に向けた相談・支援の充実、新たにヤングケアラーなどの支援に伴う児童相談事業の強化に取り組んでまいります。

その他、高齢者や障がい児・者、子育て世帯等のための基本的な施策はもちろん継続してまいります。

次に衛生費については、予算額4億791万円で、前年度対比3,507万円の減額、率にして7.9%の減となっております。主な減額要因は、新型コロナウイルス関連のワクチン接種や、その体制整備費などの減額によるものでございます。

重点事業では、グリーン化を含めた事業として、再生可能エネルギー利用促進事業に718万円を計上し、災害時に非常用電源としての活用にご協力いただくことを条件とした電気自動車等購入費補助として最大60万円の補助を行い、電気自動車の導入促進及び災害時の備えの強化につなげる事業として、一般家庭用の太陽光パネル設置補助金を、現在最大5万円から10万円に増額を行い、また新規に電気自動車充電用設備の設置費を計上しております。

拡充事業では、新たに出産サポートとして、出産に伴う陣痛タクシーや妊婦健診時等の送迎に伴う経済的支援や、令和4年4月より保険適用外部分を補う特定不妊・不育治療費助成などの事業として母子保健事業に1,364万円、ごみ減量推進事業では、令和4年度では家庭用コンポストやペットボトル圧縮機を各1,000世帯へ支給し、さらに拠点回収ボックスを町内3か所に設置するなどの経費として575万円、鳥獣防除対策事業については、鳥獣対策の駆除活動の持続可能性を高めるため、ジビエ利用促進に向けたジビエ処理加工施設の維持管理に関する経費482万円を計上しております。

続いて、新型コロナウイルス感染症総合対策事業では、産後ケア応援助成金として、コロナ禍において不安を抱えながら出産を終えた産婦さんに対して、産後ケアを行う施設を利用した際に費用の一部を助成する事業も引き続き行ってまいります。

次に、農林水産業費については、予算額1億1,708万円で、前年度対比1,466

万円の増額、14.3%の増となっております。主な増額要因は、被災農地復旧事業やナラ枯れ対策事業等によるものでございます。

新規事業の被災農地復旧事業では、近年の自然災害の激甚化に伴い、被害を受けた農地等の復旧に要する経費を補助する事業に100万円、ナラ枯れ対策事業に60万円を計上し、新型コロナウイルス感染症総合対策事業では農業収入の減少による農業従事者の負担軽減とリスクへの備えを強化するため、農業経営収入保険加入促進補助金として50万円や、継続事業の里地里山活動協定地の対象3団体に対し支援する里地里山保全・再生事業、寄ロウバイまつり等を開催し、寄地区に観光客を迎え入れ、交流人口等を増加させていくための寄自然休養村の管理に要する経費など1,453万円を計上しております。

次に商工費では、予算額1億5,461万円で、前年度対比97万円の減額、率にして0.6%の減となっております。

新型コロナウイルス感染症総合対策事業では、経営の悪化した事業者等を支援するため、経営安定緊急融資利子補助金や、プレミアム率20%、発行総額6,000万円となる商工振興商品券発行事業に1,100万円、継続事業として移動販売事業運営補助金など商工振興対策事業に913万円、桜まつりやきらきらフェスタ事業など観光宣伝事業に2,349万円を計上しました。

次に土木費については、予算額5億1,150万円で、前年度対比5,363万円の増額、率にして11.7%の増となっております。主な増額要因は、新松田駅周辺整備推進事業や、道路新設改良整備事業などに伴うものでございます。

新規事業では、企業誘致に必要な用途地域の見直しに係る図書作成業務委託や、重点事業の新松田駅周辺整備推進事業では、再開発準備組合の設立に向けての支援業務や警察協議、都市計画決定に係る図書作成業務、また4年目となる駅周辺整備に伴う基金3,000万円の積立金などを計上しております。基金残高は令和5年3月末時点で1億2,000万円となる見込みでございます。

継続事業では、定住促進を進めるためには住環境などの基盤整備は不可欠なものであり、その対策の一つとして道路新設改良整備事業では4,866万円を計上し、安心・安全な住環境整備並びに住宅地化等の誘導促進、防災上の課題に

も対応するための拡幅整備及び令和4年度は山北町まで接続する酒匂川左岸道路を新設するための詳細設計委託料を計上しております。また、町道、生活道路の老朽化などに対する道路補修や、生活環境改善を踏まえた安全性・快適性を向上するための事業として3,110万円を計上しております。

次に消防費、予算額4億4,582万円で、前年度対比1億8,766万円の増額、率にして72.7%の増となっております。主な増額の要因は、消防広域化による足柄消防署松田分署の用地購入費などによるものでございます。

新規事業では、町消防団6分団消防車両の購入費として1,480万円、第6分団詰所施設の改修費として680万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症総合対策事業として、避難所用感染症対策物品購入に100万円、感震ブレーカー設置推進事業に150万円、拡充事業の足柄消防署松田分署用地購入費等にかかる費用として2億円、町消防団組織の維持及び団の活動や運営に伴う消防団運営事業経費に2,031万円を計上しております。

次に、教育費11億983万円で、前年度対比14億3,022万円の減、率にして56.3%の減となっております。主な減額の要因は、松田小学校校舎建設の完了によるものでございます。

新規事業につきましては、令和5年と6年の2か年に行う予定の町立松田中学校校舎等改修工事に伴う調査・設計費用に1,700万円、生涯学習センターのエレベーター改修等に1,322万円、スポーツを通じて地域の豊かな観光資源を知ってもらうため、観光資源とスポーツ選手・団体とのマッチングを行うスポーツツーリズム推進事業に200万円、重点事業では学校ICT推進事業として1,653万円を計上しております。

松田小学校整備事業につきましては、旧校舎の解体やグラウンド整備を行う最終事業費として6億1,667万円を計上しております。

続いて、公債費については4億2,696万円、前年度対比3,751万円、率にして9.6%の増となっております。

予備費については3,500万円を計上しております。

以上が一般会計における令和4年度当初予算案のあらましとなっております。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計でございます。予算額12億7,902万円で、前年度対比1,663万円、率にして1.3%の減となっております。主な減額の要因は、被保険者の減少などによる保険給付費及び保険税収入の減によるものでございます。

平成30年度から、国民健康保険制度の広域化により都道府県が財政運営の責任主体となって5年目に入ります。令和3年度は国民健康保険税の資産割が廃止され、経過措置が終了したため、令和4年度から税率が一本化されます。当町では、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。

松田町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化、さらに軽減税率の拡充また税率改正などから、保険税収入は前年度対比2.1%の減となっております。国民健康保険事業納付金については、国民健康保険制度の広域化の制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。制度改革の影響を鑑みながら、事業遂行、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、引き続き保険者努力支援制度による交付金の財源確保をもとに、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重症化予防に傾注してまいります。

保健事業の地域包括ケアシステム推進事業においては、健康の見える化事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計については、予算額6,221万円、前年度対比1,004万円の減額、率にして13.9%の減となっております。主な減額の要因は、医薬品衛生材料費などの医薬費の減額などによるものでございます。

国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼されて、身近で安心な診療が受けられる医療機関として重要な役割を担っていただいております。引き続き専門の医師と県立足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

上水道事業会計については、予算額1億8,446万円で、前年度対比1,912万円の増額、率にして11.6%の増となっております。主な増額要因は、主要水源である宮下水源の水害対策事業によるものでございます。水道使用料収入につき

ましては、前年度対比3万円の微減となっており、資本的支出では宮下水源水害対策として建屋防水工事を予定しております。引き続き安全でおいしい水の供給と、非常時に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、寄簡易水道事業特別会計については、予算額5,187万円で、前年度対比894万円の増額、率にして20.8%の増となっております。主な増額要因は、寄簡易水道事業公営企業会計への移行に伴う委託料によるものでございます。水道使用料収入については、前年度対比0.3%の微増となり、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、安定した供給を行ってまいります。

下水道事業特別会計については、予算額2億6,032万円となり、前年度対比625万円の増額、率にして2.5%の増となっております。主な増額要因は、下水道事業公営企業会計への移行に伴う委託料によるものでございます。

快適な暮らしを営むための生活環境の向上と河川環境の保全に向けて、計画的に下水道の整備及び維持管理に取り組んでおります。

歳入のうち、一般会計からの繰入金7,964万円は、町債の償還に充てており、前年度対比5.0%の減額となっております。

歳出の大きな割合を占めている元利償還金については、平成24年度の町債借り換えにより支出を抑制し、また平成29年度に料金改定を実施したことにより、一般会計からの繰入金への依存割合が削減されました。

今後も収支バランスを勘案し、健全な運営に向けて町民・議員の皆様方の御意見を頂きながら進めてまいります。

続いて、介護保険事業特別会計については、予算額11億3,476万円となり、前年度対比3,048万円の増額、率にして2.8%の増となっております。増額の主な要因は、施設介護サービス給付費の増額によるものでございます。

介護保険事業については、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定後、2年目の年となります。この計画に基づき、高齢者を主体として、住み慣れた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を重点目標とし、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、持続可能性を確保することに配慮し、引き続き適正なサービスの提供を

行ってまいります。

次に、用地取得特別会計については、予算額1,538万円となり、前年度対比648万円の減額、率にして29.6%の減となっております。平成23年度に取得した河内地区の旧家畜保健所跡地、平成27年度に取得した旧松田土木事務所跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。

後期高齢者医療特別会計については、予算額1億9,554万円で、前年度対比490万円の増額、率にして2.6%の増となっております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務費負担金として683万円と、法定の市町村定率負担金1億1,986万円を計上しております。

以上が令和4年度当初予算案と当町の町政運営について、私からの所信の一端を述べさせていただきました。以上で終わりいたします。本日からの定例会、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和3年第4回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

暫時休憩します。10時15分から再開いたします。(10時03分)

議 長 休憩を解いて再開します(10時15分)

一般質問に入る前に、お諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたいと思っております。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。なお、放映に向けて、質問終了後、次の質問者の番になると

きに一、二分程度インターバルを取りますので御了承ください。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、11番 寺嶋正。件名、町民の命と暮らしを守る予算について。

要旨。令和4年度の予算に関して、次のことを伺います。

(1) 新型コロナウイルスの変異株オミクロン株の拡大に伴って、感染者数は急激に増えています。3回目のワクチン接種の見通し、検査体制と抗原検査キット配布の拡大。医療が逼迫する中で、自宅療養を余儀なくされている方への支援など、町民の命と暮らしを守る施策について伺います。

(2) 令和4年度の一般会計予算において、少子高齢化策対策、子育て支援や教育の拡充策、安全・安心なまちづくりなど、主な事業の基本的な考え方についてお伺いをいたします。1回目の質問を終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1つ目の御質問にお答えをいたします。今年に入り、オミクロン株による感染は拡大しており、本町でも1月以降、2月28日現在時点で161名の陽性者が確認されております。

御質問の3回目のワクチン接種の見通しでございますが、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種は、医療従事者を対象に12月から開始しており、65歳以上の一般の高齢者は1月31日より町内個別医療機関での接種を開始しております。また、集団接種会場でのワクチン接種として、山北町保健福祉センターでは2月10日から、大井町健康福祉センターでは2月12日から開始しております。2回目の接種を完了された方のうち、まだ3回目の承認が下りていない12歳から17歳を除いた人数8,386名中、2月28日現在で3,440名、41.02%の方の接種が済んでおります。2回目の接種を済ませた方のうち、3回目を希望される方全体の接種完了は、早ければ2月末にはおおむね完了すると見込んでおり

ます。

次に、検査体制と抗原検査キットの配布の拡充についてでございますが、医療機関で行われるPCR検査については、発熱等コロナ感染症の症状がある場合、かかりつけ医に御相談いただくか、または神奈川県の新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルに御連絡いただき、必要に応じて検査を受けていただいております。足柄上地域でも、足柄上医師会の御協力により、検査が可能である医療機関にて検査を行っていただいております。また、神奈川県ではPCR等検査無料化事業として、3つの条件に当てはまる方に対して県内の指定事業所で検査を行っておりますが、現在、検査キットが全国的に不足しているため、検査を中止している場合もあるということでございます。

抗原検査キットの配布については、入手困難でありました抗原検査キットを町にて確保することができましたので、まず初めに、入学試験を迎えた中学3年生に対して2月7日に、町立幼稚園、さくら保育園、小学生、中学1・2年生に対して2月16日に、1人1セットずつ配布しております。さらに、保育園などに所属のない0歳から2歳児がいる家庭と妊婦さんへ拡充し、1人1セットの配布を順次行っております。

医療が逼迫する中での自宅療養を余儀なくされている方への支援などについてでございますが、神奈川県では1月28日より自宅療養者で重点観察対象者以外の自宅療養者に配食サービスなどの一部の療養サービスを中止しましたが、自宅療養者等の強い要望を受け、2月18日より自宅で療養されている感染者及び医師の判断を受けずに療養する自主療養者の中で、生活困窮の方に対し、8日分のレトルト食品等食料品及びトイレットペーパー、ティッシュペーパーを申し込みにより配送されております。

本町では、独自に自宅療養者への支援として、2月15日の回覧やホームページでお知らせしているとおり、自宅療養者で食料などの支援を希望されている方に対し、町備蓄品5日分15食をお届けしております。2月28日現在までで7名の方から希望があり、配送いたしております。

また、令和4年度予算においては、感染症から町民の命を守る施策として、

陽性と判定された方がいらっしゃる世帯として、新型コロナウイルス感染者支援金を計上しております。また、75歳以上の高齢者及び妊産婦の方々の外出を支援するため、高齢者等移動手段確保助成金事業を継続実施いたします。保育所、子育て支援センターなどの乳幼児の利用施設や、幼稚園、小学校、中学校などの教育現場での感染症対策物品の購入費。また、町民に対しての必要な感染症対策物品の購入につきましても、予算計上しております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。令和4年度予算案の基本的な考え方については、先ほど所信表明でも述べさせていただいております。町民の命と暮らし、地域経済の回復などに対する具体的な施策につきましては、現在、国や神奈川県において行われているコロナ対策の補助事業を最大限に生かしながら、それ以外の対象となっていない部分について、町独自の事業として新規並びに拡充した予算を盛り込むなどしております。

例えば幾つか申し上げますと、高齢者支援では高齢者などが買い物や病院などに行く際の新たな移動手段の確保として、A I デマンドバスの導入に向けた計画策定。さらに、デジタル機器を活用した高齢者等の見守り事業や、高齢者移動手段確保助成事業などを計上しております。

子育て支援策では、新たに0歳児と1歳児を対象に1人3万円を給付する子育て応援給付金、ふたり親家庭支援や出産サポートタクシー助成、妊婦健診時の送迎支援、対象者を高校3年生まで拡充した小児医療費助成事業やヤングケアラーなど児童相談事業の拡充、新たに保育所に設置される3歳未満の第2子の保育料無償化事業、引き続きひとり親家庭等支援や産後ケア応援助成金を計上しております。

教育推進支援策では、新たに町立松田中学校校舎改修事業に向けた調査設計費や生涯学習センターのエレベーター改修等の費用を計上し、利用者の安全性と利便性の向上を図ってまいります。

安全・安心なまちづくり施策では、新たに土砂災害警戒区域での災害予防、復旧助成事業や感震ブレーカー設置推進事業費を計上しております。SDGsに関するグリーン化施策として、新たに町民への家庭用コンポスト、生ごみ処

理機やペットボトル圧縮機の支給及び資源ごみの拠点回収ボックスの設置費を計上しております。

今後も高齢者や障がい者、子供や女性の暮らしの安全確保に取り組み、町民一人ひとりが地域社会の豊かさを感じ、安全に暮らし続けることができるまちづくりを展開してまいります。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは幾つか再質問させていただきます。

まず1点目、1番目の新型コロナウイルス感染症対策のことで伺います。今回ですね…今回といいますか、今回の新型コロナウイルス、特にオミクロン株ということでは、感染力が強いということで、松田町でも28日現在ですかね、2月いっぱいでは約241名ぐらいの方がね、感染しており、先ほどあとは答弁ありましたように、1月に入って161名ですか。の方が急激に増えているということなんですけども、対策として町はね、いろいろ練っておりますが、やっぱり基本的にはマスク着用、手洗い、密の回避など、基本的な感染対策の徹底に努めていると思いますけども、なぜ今回急激に松田町でもね、感染者といいますか、陽性者が増えているのか。その捉え方について、まず最初にお伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいまの御質問ですが、1月に入ってから松田町でも急激になぜ増加したかというところでございます。私のほうでもはっきりとした理由というのは分かっておりませんが、ただ、オミクロン株に関しましては、風邪とよく似た症状ということは聞いておりますので、最初…何ていうんでしょう。風邪だからとした油断からそのまま広がってしまう可能性もあるのかなと。また、そういったことから、3月1日の全戸配布でもお知らせいたしました。年齢別の陽性者の人数を見ますと、20代、30代、40代、50代と、どちらかという、外へ出かけられる回数が多い方が感染が多くなっております。そういった方からの感染も増えているのかなと、そのように推察しております。よろしいでしょうか。

11番 寺 嶋 感染者が増えているということでは、現役世代の方が、どうしてもやっぱり経済活動に従事している方がね、いろいろな諸原因があると思いますけども、

そういう中で増えているというふうなことでね、やっぱりそういう面ではぜひ今後ともですね、感染防止対策に力を入れていただきたいと思います。

次にですね、ワクチン接種率のほうは、一応回答がありましたけどもですね、それで3回目のワクチン接種。高齢者のほうはね、あと…高齢者じゃなくて、18歳以上の方ですか。こういう方を中心にですね、一応おおむね4月末ぐらいにはワクチン接種が終わるんじゃないかというふうに答弁ありましたけども、それ以下の12歳とか17歳あるいは5歳から11歳とか、そういう若者のですね、ワクチン接種がまだ未定だという答弁なんですけども、その辺について、何か今分かっていることがありましたらお知らせをいただきたいと思います。

子育て健康課長　　まず12歳から17歳ですが、国の承認待ちということで、いつ承認されるか、そういったことについてはまだ情報は届いておりません。5歳から11歳ですが、先ほども申し上げましたが、所信表明の中でお話があったかと思うんですが、4月に入りまして、19日の土曜日に町内の医療機関で開始します…失礼しました、3月ですね。3月19日に町内の医療機関で土曜日一日使って開始します。また、集団接種会場でも、3月27日だったでしょうか。すみません、3月の一日を使って大井町の集団接種会場での接種。どちらもまず1回目でございますが、開始いたします。この方々につきましては、3週間後には2回目の接種も受けていただくようになります。4月、5月、6月と、それぞれ月に1回ではございますが、土曜日、日曜日をかけて一日子供接種の予定になっております。

11番 寺 嶋　　今後のワクチン接種見通しということで、若者対策のほうも一応分かりました。

次にですね、抗原検査キット…キットといいますか。回答ではですね、幼稚園あるいは小・中学校の検査キット配布が一応…十分にですね、一応幼児、生徒1人当たり検査キット1器と、1台ということで一応配布されることは分かりましたが、これは3年度ですかね。令和3年度のことだと思いますが、新年度についてはですね、どのようになるのかお伺いいたします。それからですね、特に小学校・中学校の先生方はですね、土・日がありますと毎週検査をしなきゃいけないと思うんですけども、その辺の先生方の検査状況をですね、お知ら

してください。

子育て健康課長 先ほどの抗原検査キットですが、議員おっしゃるとおりに令和3年度の予算で用意したものでございます。令和4年度につきましては、まずこの令和3年度、この時期に御用意したというのが、オミクロン株、よく分からないオミクロン株が広がっている中で、幼稚園、小・中学校、また保育園、そういったところでクラスターが起きないようにということで、手に入らないものをまずは確保できる数を確保して、早急に配っていったところでございますので、新年度につきましては、またそのときの状況によってどうなるか、今のところは未定でございます。

教育課長 先生方の検査の状況でございますが、陽性が心配な方とか、体調不良が心配な方もおられると思いますが、そういったときには、町の検査キットで対応できるような状況を取っております。（「毎週やってるの。」の声あり）毎週はやっておりません。そういった心配のある方には、町の抗原検査キットで対応できるということで、先生方には促しております。

11番 寺嶋 次にですね、教育関係のほうが続きます。ついでにお伺いしますけども。学校ですね、幼稚園も含めて、コロナウイルス感染者が出た場合とか陽性者が判明した場合ですね、学級閉鎖とか臨時休校など、どのようになされるのか。当面の基準、あるいは日数、対策等についてお伺いをいたします。その際ですね、学習機会の確保などもどのようにされるのか、お伺いをいたします。

教育課長 学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の閉鎖というのがございますが、いずれも国の基準に従いまして、町のガイドラインを定めております。

まず学級閉鎖につきましては4点ございまして、いずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施するということで4点説明します。1点目が、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合といったものでございます。2点目が、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。3点目は、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。4点目は、その他設置者が必要と判断した場合といったもので、4点でございます。

学級閉鎖の期間としては5日から7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断しております。

次に学年閉鎖でございますが、こちらも町のガイドラインに従っております。学年閉鎖につきましては、複数の学級を閉鎖するなど学年内に感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施するというふうになっております。

11番 寺 嶋 それでは次にですね、自宅療養をされている方の支援ということで、先ほど県のほうに食料支援、それから食料品とか、それから日用品ですか。そういうのを配布しているということですが、町でも独自に…町でも独自にですね、食料など支援希望する方に、町の備品…備蓄品として5日分をお届けするという事なんですか、これの体制等ですね。それから町のほうは食料品だけで、日用品などは配布の対象にはならないのでしょうか。それでですね、希望の方ということで、そういうことなんでしょうか。あとは、経済…生活に困窮している方なんかもやっぱりね、そういうような方も十分とらまえて、食料支援などをね、自宅療養者に対して厚い支援をしなきゃいけないと思いますけども、その辺のことについてお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいま寺嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、町で独自で行っている支援としましては、先ほど町長が申し上げたとおり、町の備蓄食料5日分ですね。あとそれから飲料水を、1.5リットル。飲料水を1本ですね、希望者の方にお届けするような形になっております。申込みにつきましては、コロナ専用ダイヤルに申し込んでいただきまして、その方から、安全防災担当室のほうから折り返し御連絡させていただいて、状況等を確認して、食料を配送するような形になります。その際ですね、マスクとかアルコールの消毒液等もございますので、御希望等があれば配達するような形でとらせていただいております。

それからですね、次にあくまでも希望者なのかということなんですが、これはまず初め、神奈川県で今まで自宅療養者の方に対して、ある程度重度の方には県が配食サービスを行っておったんですが、今回オミクロン株で、要は感染者が非常に増えたということで、県の方も配食サービスをやる方を限定

しております。限定して、対象から外れた方を手前どものほうでやらさせていただいておるんですが、ただ、県のほうもそのやり方についていろいろと再考されまして、今現在は、今議員がおっしゃられた生活に困窮されている方の自宅療養の方たちも、申し込んでいただければ配送するような形になっておりますので、あくまで町の配達も県の事業の補完をするような形で対応させていただいている状況でございます。以上です。

11番 寺 嶋 1点目の新型コロナ感染対策のことでは、一応大体分かりました。

次に、2点目の新年度の予算に関してお伺いをいたします。町長はですね、令和4年度予算概要の中で、子供から高齢者までみんなが笑顔で幸せな町を目指す持続可能なチルドレンファースト予算としてるということで、こういう何ですか、うたい文句と申しますか、そういうふうなことで所信表明も述べております。これはあくまでも、私の捉え方としては、多分定住促進とか人口減の抑制の視点でね、こういうようなことを概要としておっしゃっているのかと思いますけども。この辺の発信の仕方と申しますか、どういうふうにされているのかね。この考え方ですよ。チルドレンファースト予算の考え方。

もう一つはですね、地方創生の観点として、仮にですね、地方に仕事をつくるか、新しい人の流れをつくる。あるいは、若者対策として結婚、出産、子育ての希望をかなえるとかね、そういう時代の変化に合った地域をつくるなど、こういうような位置づけでね、新年度予算にチルドレンファースト予算、それから地方創生の観点でどのように反映されたのか、まずお伺いをいたします。

町 長 御質問ありがとうございます。大枠は私のほうから。あと、追加があれば担当課長さんのほうからお話し差し上げます。このチルドレンファーストというふうな言葉に至った経緯ですけども、確かに人口減少を見たときには、これから若い方々が住んでもらいたいというふうな気持ちはありますけども、根っこの部分ですよ。今現状、高齢者が約35%ぐらい。これはですね、高齢者が増えているようなことも…高齢者というか65歳以上ということですけどもね。65歳の方々の数がということもありますが、全体の割合なので、それを考えると64歳以下の方々が要は少ないと申すまいか。もっと考えると、10代とい

うのが少なくてというような計算になってきている状態です。今、1学年も本当に70人いればまあいいかなと言えるぐらいな感じですけども、学年によっては60人台とか。今年も多分このままいくと、年度の出産が50人台じゃないかなというふうに読んでもぐらいの状況でもあります。これは年度によって変わってくるんですけどもね。

そのことを考えたときに、持続可能というふうなことをもううたった場合にはですね、やっぱり御高齢の方々もしっかりとした形で守っていかなくちゃいけないと。安心して暮らしてもらわなくちゃいけない。そのためにはどういった力が必要かと考えると、若い方の力が必要だと。ただ若い方の力といっても、やたらいろんな人を呼び込んでいいかということでもないと思うんですよ。だから、身近な存在として、やっぱり災害が起きたり、何かあったときにすぐ頼りやすい。そういった格好の方々に来てもらいたいというのと、身内がやっぱり子育て世代になったら戻って来てもらいたいというようなところに、今現状行き着いてるところですので、ちょっと先が長いかも分かりませんが、今いる子供たちが外に出て行っても、また戻ってきてもらえるような環境づくりをこれからしっかりとやっていきたいというような思いの中で、そこでちょっと先になるようなサイクルの中で、チルドレンファーストという言葉の中からいろんな施策を一つ考え方の中にですね、ただ人口、人口ということじゃなくて、いろんなことをさせてもらってるところでもございます。

あと、2つ目の地方創生の関係の仕事…話です。まさに何言ってもやっぱり財政的なものもありますし、いろいろな施策を打つにしてもですね。なので、今いろんな知恵を出して地方創生の予算をちょっと頂きながらですね、新たな魅力づくりを今現状やっているところでもあります。やっぱり住んでもらわなくちゃいけないので、やっぱり魅力づくりと、やっぱり定住化対策、あとは子育て支援対策、この辺りを一つのパッケージとして様々な事業を進める中で、当初の答弁で話したような新しいことと、ちょっと拡充した事業を盛り込んだ予算としてますので、今後寺嶋議員もあちこちで、松田町こんなことやっているからこっち引っ越せよとかいうような格好で御支援いただければ幸いかなとい

うふうに思っています。以上です。

11番 寺 嶋 町長の考え方ということでね、新聞等でも結構載っております。今後またぜひ全力でね、町長も発信をしていただきたいと思います。

それでは、個別の事業ということで、主な事業について何点かお伺いをいたします。まず、先ほど町長の答弁もありましたようにですね、定住少子化対策事業あるいは移住交流推進事業の展開という中で、進学を機に学生を町内に呼び込むための入居支援。これが新たに出ておりますけども、これはどういうふうなことなのかね。どういうふうな事業なのか。それから、毎回聞いていると思いますが、空き地・空き家…空き家・空き地の有効活用に向けた誘導策というのはね、こういうことについてですね、どのようにされるのかお伺いをいたします。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず1つ目のほうなんですけども、定住促進事業といたしまして、学生ですね。今回学生をターゲットという言い方はおかしいんですけども、これからやっぱりですね、近隣に大学等がございます。町のインフラであります駅周辺を、地域資源を活用してですね、そういう人たちもですね、松田に住んでいただきながら学校に通えるような、いわゆるアパート等の支援、アパート支援として1年間の補助をしていきたいということで、町の魅力を知ってもらいながら学校に通ってもらって、関係人口、交流人口に今後努めていき、最終的には定住人口につなげるというような取り組みの一つでございます。

それと、空き地・空き家対策につきましては、令和3年度ですね、国の補助金満額を使いまして、空き家・空き地の相談窓口というものを設置しております。その中でですね、本年度にですね、様々な空き家の所有者等の確認と、空き地の状況を再度台帳に今おろしています。今後、その所有者の意向も踏まえて活用促進を進めるためにですね、そこにもですね、不動産関係者が入りながら、どうつなげていくかというような取り組みを進めていきますので、令和4年度につきましても、その展開が進めていくということで、やっぱり最終的には定住につなげていく事業の一つとして考えているところでございます。以上

です。

11番 寺 嶋 次に、チルドレンファースト推進事業の具体的展開ということで、子供から意見を聞き、具体的な事業を行うための協議会を立ち上げるということですが、どのようにされるのでしょうか。また、子供目線でのまちづくり事業はどのように展開されますでしょうか、お伺いをいたします。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず先ほどのですね、町長のほうからお答えがありましたチルドレンファースト推進事業ということで、持続可能なまちづくりという観点のもとに、今回の事業を計上、案として立ち上げたものでございます。親子3代がですね、安心して暮らせる環境を整えていくための、いわゆる協働連携の取り組みの一つとして、中長期的に展開していくための、子供たちの意見を聞くという場を設けます。ここは小学校、中学校あるいは大学生等個別的な部分でいろいろな形で集めます。その中でかたい協議会的な部分ではなくて、子供たち本当に町のことを考えていただいて、どんなものがイメージできるかというものをですね、一回出していただきながら、その後に町、総合計画審議会等でもですね、意見を出し合いながら、少しずつ形にしていくというような取組が、今回のチルドレンファースト推進事業として掲げてございます。最終的にはですね、子供たちにもですね、会議の参加ということの謝礼等を組みながらですね、展開していき、そこが総合計画第6次の後期アクションプログラムにつなげていくという観点も踏まえながら取り組んでいくものでございます。今回ですね、チルドレンファースト推進事業ということで、町の予算をですね、各課からの考えで、今回はこんな予算をつくってこうというものを予算編成前に各課長からですね、上げてもらっています。そうした中で、チルドレンファースト事業については、こういう思いでやっていくという中の一つとして、今回は上げさせていただいております。以上です。

11番 寺 嶋 チルドレンファーストということで、小・中・高・大学生というようなことで、その人たちが中心になって協議会を立ち上げるというような捉え方でしょうかね。

そういう関連もすると思いますが、次にですね、児童相談事業です。ヤング

ケアラーの支援ということで、親族の世話を担う18歳未満のヤングケアラーの支援に向けた体制整備と、町民が抱える家庭内の課題解決に力を入れる事業。こういうところでのですね、町の考え方と、それから体制整備ということについてお伺いをいたします。

子育て健康課長 最近、いろいろとお話が出ておりますヤングケアラーの関連でございます。今まで児童相談員は1人おりましたが、そこを2人に増やし、週5日間のうち必ず誰か児童相談員がいるような体制づくりをつくっていく予定でございます。そういった中で、例えば町民の方や児童委員の方、学校等から、ちょっとこの子の様子がおかしいよとか、そういう情報を頂きましたら、すぐに訪問等、また聞き取り等できる体制をつくるために児童相談員を増員、配置していく予定でございます。実際には、なかなか御家庭の中に踏み込むことは難しいところもございますが、何かきっかけができればと思ひまして、いろいろな方からの情報提供を基に動く予定ではございます。そういった方々の支援については、要保護児童対策協議会、そういったところの中で児童相談所とかいろいろな機関と話し合いを行い、どのような支援が必要か進めていく体制づくりを整えております。

11番 寺 嶋 ヤングケアラーの支援ということで、児童相談員をね、一応配置を厚くするというようなことで、今後ですね、子供たちの…子供らしい生活を送ることができないヤングケアラーのこの福祉サービスといいますか、そういうことで配置、コーディネーターの配置ですね。あと、実態調査とか研修等のこういうことをすることの考え方。あとは、やっぱり全体的には相談員だけ置いてもですね、なかなかいきなり置いたからといって、そうね、すぐ町に、やっぱり相当勇気を振り絞ってね、やっぱり家庭内実態さらけるといふこと自体が、やっぱりなかなか町に対して相談することはね、やっぱり相当制限があるのかなと思ひますけども、家庭によって違うと思ひますがですね。その辺のやっぱり子供らしい生活を送ることができない家庭内でのですね、そういう救済策としてですね、考え方ということで、どのようにされるのかお伺いをいたします。もう一度言いますとですね、実態調査、特に実態調査、研修等の実施ということでの

考え方を伺いたします。

子育て健康課長　　すみません。実態調査と研修というお話でございますが、実態調査につきましては、どのような方法でそれぞれのお子さんに実際にアンケートのような調査を行っても、正直にお答えいただけるかどうかというところは難しいと思います。実態調査というのは、どのようにやっていくか考えながら進めていきたいと思っております。また研修ということですが、こちらの研修は県のほうでも行っている研修ございますので、そういったところへ参加しながらやっていきたいと思っております。

実際に町に相談しにくいのではないかとというお話もございましたが、実際にそういう御家庭…町に支援を求めるところは、なかなか難しいと思います。そういったところを見逃さないために、学校や幼稚園、保育園、そういったところとの連携や、あとは町の事業でございます健診事業等、そういったところで何とか様子がおかしいお子さんとかそういった御家庭にはお声をかけをしながら、関係機関と協力しながら進めていきたいと考えております。

11番 寺 嶋　　では、一応時間の関係でですね、最後の質問にしたいと思います。防災対策ということで、私は特に自主防災組織への支援ということで伺いたします。コロナ禍でですね、令和3年の防災対策…防災訓練のほうは、コロナ禍で規模縮小になりましたね、自治会の役員さんだけが中心になって、防災訓練をやられたということなんですけども。やっぱりこれからですね、防災訓練ということでは、基本的なのはですね、災害発生時の初期対応とか情報伝達、避難、それから救出救護、消火訓練。このようなことがですね、従来は実施されたわけなんですけども。今年度も令和4年度になっても、やっぱり新型コロナウイルス感染症というのは、やっぱり当分ね、続く…対策というのは続くと思いますので、このコロナ禍での防災訓練の対応をお伺いたします。それでですね、今回予算ではあまり盛り込まれてないと思いますが、自主防災会の支援として防災教育研修会の実施なども併せて伺いをいたします。以上よろしく願います。

総 務 課 長　　ただいま寺嶋議員の御質問の、令和4年度の防災訓練の実施についてでござ

います。もちろん令和4年度につきましては、防災訓練は従来どおりやっていきたいと考えているところがございますが、やはり現在のコロナの状況によりましては、規模縮小であったりとか中止という形も選択としてせざるを得ないのかなという形では考えております。またですね、今おっしゃられました自主防災会の教育等についてということでございますが、こちらのほうは防災意見交換会ということで、各自治会の自主防災会の会長さん8名で組織している防災意見交換会というのがございますので、そちらの中で防災の知識、教育等についてやりながら、もちろん各自治会にですね、防災の教育をお願いしたいという希望等はもちろんあれば、うちのほうからも回りますし、またこの状況…コロナのこの状況をですね、考えながらですね、逆にうちのほうから積極的に研修会等も開催することができるかということで、そこら辺も一応令和4年度の事業の中で検討課題として考えているところがございます。以上です。

11番 寺 嶋 いろいろお伺いしました。私の一般質問、以上で終わりにします。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号 寺嶋正君の一般質問を終わります。少々お待ちください。

受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、少子化対策・子育て支援の取り組みについて。

(1) いよいよ4月から不妊治療における保険適用が始まります。町の助成制度の見直しと、保険適用外治療に係る窓口自己負担金額を減少させる仕組みを導入するお考えは。

(2) 産後ケア応援助成金事業の継続と、助成制度をコロナ禍限定や産後ケア施設限定にせず、「産後ドゥーラ」や「産後ドゥーラのような助産師派遣制度」等とも組み合わせ、拡大して展開していくお考えは。

(3) 今後の新しい取り組みとして、全国でも例のない松田町独自の施策となる「出産手当金上乘せ助成金事業（仮称）」を導入するお考えは。

以上です。よろしくお願ひいたします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問ですが、国では今年の4月から開始される特定不妊治療への保険適用に向けた議論が進められておりますが、我々基礎自治体に対し、正式な内容が示されていない状況でございます。町といたしましては、令和4年度より新たに特定不妊治療の保険適用が開始されても、今までと同様に、保険適用外の分については助成の対象としてまいりたいと考えております。

現在、本町が行っております不妊治療費の助成について申し上げますと、一般不妊治療においては、令和2年度10月1日以降の治療より、医療保険が適用されない治療を助成の対象とし、1回につき5万円を上限としております。また、特定不妊治療については、平成27年4月1日以降の治療について、治療に要する費用の一部20万円を上限に助成をしております。なお、一般不妊治療、特定不妊治療とも所得制限や年齢制限は設けてございません。

次に、保険適用外治療に係る窓口自己負担金額の減少についてでございます。現在の手続を申し上げますと、特定不妊治療の助成は神奈川県も行っておりますので、助成を受けていただくには、保険適用外の費用のうち、まず県の助成制度を利用していただき、残りの分が町の補助対象となっております。議員おっしゃるとおり、申請手続をワンストップで行うことで、御本人様、また御家族様の負担が軽減されることは承知しておりますので、今後、神奈川県へ申請手続のワンストップ化の要望を行うと同時に、御本人様、御家族様の申請手続を簡素化するために、今後、医療機関様を含め、どのような方法で実施できるかなどの調整を行い、御協力いただける医療機関からワンストップ化申請について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の御質問にお答えをいたします。まず、産後ケアの助成につきましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症総合対策事業の産後ケア応援助成金として、宿泊、デイケアともに継続を予定しておりますが、コロナ禍限定とする考えはございませんので、御安心ください。また、現在行っている母子保健事業の中で、産後ケア事業として御希望される産婦さん宅を助産師が訪

問し、専門分野である母乳、育児に関することなど、不安や相談に対応していく事業も引き続き継続してまいります。コロナ禍であるため、御自宅への訪問を拒まれる方もおいでかと思いますが、コロナ感染症が落ち着き、訪問型産後ケア事業に、家事支援や育児支援などにも御希望があるようでしたら、議員のおっしゃるような産後ドゥーラ等の派遣事業を導入し、産婦さんが安心して過ごせるよう、事業の拡大を図ってまいりたいというふうにも考えております。

続きまして、3点目の御質問にお答えいたします。出産に関する費用負担軽減を目的とし、出産時に1児につき、子供1人につき42万円の支給がある出産育児一時金と違い、出産手当金は働いている妊産婦さんが、勤務先が加入している一般的な社会保険の給付事業として、出産のためお休みし、給与などの収入を得ない場合に受け取れる給付金となっております。出産日以前42日、出産後の、出産の翌日以後56日目までの範囲で受け取れる金額は、毎月給与等収入の標準報酬月額の前払平均額の3分の2が支払われることとなりますので、対象となられる方の収入により金額に相違が生じますが、仕事をされているときの収入と産前・産後に休んでいる、お休みされているときの収入との差、3分の1の収入が減ることとなります。また、この出産手当金の給付事業は、一般的な社会保険に加入されている方を対象とした給付制度であります。就労されていない妊産婦さんや自営業者さん、フリーランスなど国民健康保険に加入されている方々については給付制度がないので、給付されないこととなります。

議員から御提案いただきました出産手当金の上乗せ分ほどの額には至っておりませんが、令和4年度予算に新たに町独自の事業として子育て応援給付金として、全ての0歳児と1歳児のお子様を対象に、1人3万円の給付を計上しております。今後、何らかの理由により未就労や離職されているお母さん方にも公平に給費しなければならないことを念頭に、今後の制度として減収となっている3分の1の額にこだわらず、松田町として給付可能な額等を研究し、しかるべきときに議員の皆様方にお示しし、対応してまいりたいというふうを考えております。御提案ありがとうございました。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答をありがとうございました。まず、手続のワンストップ化、こ

これらの仕組みを導入することで、患者さんが前もって高額な治療費を立て替える必要がなくなります。助成金や給付金を支給するという形に限らず、行政と医療機関が連携し、少しの工夫をすることで経済的支援が可能となります。その先の効果として期待できるのは、体の問題ではなく、経済的な理由で子供を望むことを諦める患者さんが減り、治療に対する意欲や経済力が高まり、出産の可能性が上がり、少子化対策に貢献できるということです。国や県が率先して動いてほしい仕組みではございますが、引き続き県への要望を実施しつつ、近隣の医療機関に協力を仰ぎながら実現化に向けて頑張りたいと思います。

(1)の再質問ですが、幾つかございますので、よろしく願いいたします。まず、先日の議員勉強会において、不妊治療、不育症治療の助成を受けられた世帯の過去件数データを共有していただき、ありがとうございました。そのデータを見ても分かるのが、昨年度、件数が大幅に減少しています。その理由が分かりましたら教えてください。

子育て健康課長 特定不妊治療、そういったところの実績ですが、議員おっしゃるとおり、前回お示ししましたとおり、令和2年度に比べてかなり減っております。理由としましては、令和2年度は、人数的に13人の方からお申込みがあり、実際の申請件数が25件ございました。令和3年度、まだ2月の現在ですが、件数的には、人数が8人で件数が10件とかなり少なくなっております。ここ二、三年見ておられます、令和2年度はぐんと上がってきたところでございますが、ようやく不妊治療という言葉が広がり、治療していこうという方が増えてきたのが令和元年、2年、その辺なのかなと思っております。そこに来て、今、このコロナ禍ということがございまして、ほかの方々の出産につきましても、コロナによって妊娠を控える、出産を控えるという方が多くなっていると聞いております。そういったことがございまして減少しているのかなと推察しております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。やはりコロナの影響で少子化が進んでいるということは、国だけではなく、町が1世帯1世帯に密に接することができる唯一の自治体ということもあるので、今後もいろいろな策をやっぱり打ち出して

いただきたいと思います。

そのためにもちよっといろいろなデータを頂きたいのですが、松田町においての不妊治療、不育症治療助成を受けられた年代別データ、また、兄弟姉妹がいる世帯と一人っ子世帯の割合、専業主婦世帯と共働き世帯の割合が分かりましたら教えてください。

子育て健康課長 今、手元にあるものにつきましては、年度ごとの申請件数と、あとお1人目、2人目、3人目と、そういったものの資料はございますが、年代別、あとは専業主婦かどうかというところのものまではございません。分かる範囲で申し訳ございませんが、その専業主婦かどうかというところを調べてはみますが、分かる範囲で申し訳ございませんが、そういった資料を整えて、またお渡ししたいと思っております。

1 番 唐 澤 分かりました。では、分かり次第また情報を共有してください。

新しく子育て支援策や少子化対策を打ち出す際に、町民の声や国等のデータ収集も必要ですが、近隣の医療機関、特に産科や小児科との連携も必須と考えています。そのためにも民間企業に限らず医療機関とも包括連携協定等を締結し、有益なデータ、情報収集、意見交換等を活性化し、施策実現に生かす働きがあってもいいと思いますが、そのように対応していくお考えはありますでしょうか。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。包括連携協定でございますが、この包括連携協定につきましては、様々な分野にわたる、いわゆるパブリックマインドである企業等との緊密な相互連携と協働によって、町民サービスの向上を図るとともにですね、地域活性化を推進することを目的にし、今、締結を13団体と締結をしております。町としては、企業等と町がそれぞれの資源、特色を生かしながらですね、多岐にわたる分野で協定を締結して進めていますので、今後ですね、文字どおり包括的ということがございますので、地域の課題、そして解決、そしてよりよい町民サービスの提供に向けてですね、連携していくものだというふうに考えている観点からですね、いわゆる健康増進事業や子育て支援事業、そして地域の安心・安全な暮らしに町民サービスを向上させるという意味では、

今後進めていきたいというふうに私のほうは考えておりますので、そうした中でですね、企業等と、担当者と町の担当者とですね、マッチングをしながら、よりよいサービスの提供ができるように調整していくように考えていきたいというふうには思っております。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな回答をありがとうございます。ぜひ医療機関等とも連携を取って生かしていただきたいと思えます。

それでは、(2)についての再質問をさせていただきます。この産後ドゥーラということに関することは、ちょうど6年前の本議会の一般質問の際に、南雲まさ子議員が細かく分かりやすく説明し、言及してくださっています。当時の議事録を読んでもいただければ分かりますし、当然どういった仕組みなのかは理解されていると思えますので、産後ドゥーラに関する説明は、ここでは割愛させていただきますが、当時の町長の答弁では、前向きに検討しますと話されています。そこから今日までの6年間で、検討され、実施されている内容の進捗状況、また、6年を有している理由を教えてください。

子育て健康課長 産後ドゥーラの仕組みについては、いろいろと助産師さんが中心になって動いていただいている、そういったところだと思っております。資格が必要などころも分かっておりますが、この6年間の間、そのドゥーラの導入がなかったという御質問でございますが、町独自のそういった訪問事業とか、そういったところでも対応できるところはやってまいりました。町独自の中にその助産師の訪問というところもございまして、その中で必要に応じて母乳相談とか、そういったお悩み相談、そういったものもやっております。ただ、箱根町さんのほう、そういったところを見ますと、その中に家事サービスとか育児サービス、そういったものも最近見ております。実際にその家事サービスや育児サービス、そういったところを御希望される方がいらっしゃるのかどうか、申し訳ありませんが、そこまでまだ調査のほうは進んでおりませんので、これからまた訪問する機会はたくさんございますので、その中でちょっと現状を確認してまいりたいと思っております。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございます。1つの事業を導入するのに、やはり多くの時

間がかかっていく、様々な調査も必要だとは思いますが、やはり困っている人は今すぐにでも助けていただきたいという状況なわけです。なので、スピード感を持ってやはり対応していただきたいと思います。

2つ目なんですけれども、近隣の医療機関、産科、小児科に産後の母子の状態についてヒアリングしたところ、産後の心身のつらさ、子育ての大変さを訴え、ストレスがピークに達している時期が産後2週間から1か月までの辺りが一番多いというデータが上がっているとのこと。しかし、その時期にアプローチする支援が自治体を含めて弱い現状にあります。このデータから読み取れるのは、自治体が産後1か月から2か月頃に実施している助産師さんによる訪問事業だけでは、母子は比較的落ち着いているタイミングで実施されているのもあり、潜在的に残っている母子の心身の状況を把握するには、対応が弱いのではないかと感じています。子供の身体測定や、母親に対してアンケートを実施することも大切ですが、それだけでは、社会問題に発展している産後鬱や乳幼児虐待を未然に防げるとは到底思えません。データからも分かるように、もっと早い段階からの支援が必須だと私は考えています。そのためにも、産後ドゥーラ等の産後ケアを強化していくことは必要不可欠だと思っています。また、現在行われている子育て支援センター、ファミリーサポート支援も現代の子育て世帯に寄り添った支援内容に、より改善されていくべきと考えています。

そこで、日頃から疑問に感じていることなのですが、産後すぐから生後4か月頃までの母子への支援が一番重要である現状にもかかわらず、保育所や子育て支援センター、ファミリーサポート支援制度も生後4か月からではないと参加できない、サポートを受けることができないとなっている現状になっている理由はなぜなのか、教えてください。

子育て健康課長 ファミリーサポート事業、あとは保育園ですね、そちらのほうが4か月以上となっているところは、お母さん抜きで首の座らないお子様をお預かりするというので、そういったリスクがあるために4か月以上となっているようです。支援センターのほうはですね、お母様とお子さんが御一緒にいらっしゃいますので、特に4か月以上という定めはなく、もう生まれてすぐにでもお母様と一

緒においでいただくことができれば、そこは受け入れております。中には、もう妊娠中から支援センターのほうに通っていただいて、出産後すぐに来られているお母さんもいらっしゃるということは聞いております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。保育所の預ける開始年齢ですよね、月齢生後4か月から、確かに首の座っていない子を預けるというのはとても危険なことでもありますし、お母さんたちにとってもすごく心配な要素ではあると思います。ただ、今私たちの世代というのは、共働き世帯で、子供を預けて働かないと生きていけないという世帯が結構多いんですね。なので、その開始、月齢の開始なども含めて、ファミリーサポートでも病児、ちょっと熱が出たぐらいでも預けられるというような、やはり時代に沿った内容にいま一度、皆さん様々なところで議論を重ねて改善していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

もう一つなんですけれども、産後ドゥーラという事業を、じゃあ自治体が導入して実施するとなると、確かにとても大変になってくると思います。今ある松田町の産後ケア応援成金制度、これは、この1市5町を見ても松田町のみ、とてもすばらしい助成制度だと思います。この助成制度の対象範囲が、お母さんと赤ちゃんがそういう施設に行って宿泊する、あくまでも行くというところに対象となっているんですけど、産後ドゥーラという、そういう支援を来ていただく訪問型の支援に対しても適用範囲を広げるということは、すぐにできることだと思うんですが、その辺りのお考えをお聞かせください。

子育て健康課長 御提案、ありがとうございます。その産後ケア事業の中で、今まで私のほうでは、宿泊とかデイサービス、そういったところだけを考えておりましたが、その辺につきましては、これからちょっとまた考えさせていただきたいと思っています。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。ぜひですね、今すぐにでも対象範囲を広げて、コロナ禍でやはり妊娠・出産をただでさえ怖がっている中、一生懸命頑張っている世帯もたくさんあります。それに対して手を差し伸べられるのは、やはり行政だと思うんですね。なので、しっかりと調査して、導入に向けて動いていただ

きたいと思います。よろしく願いいたします。

あとですね、ちょっと気がかりなことが1点ございます。2月14日に議会全員協議会の資料でお配りしていただきました松田町第6次総合計画の進捗状況に対することの資料が配られてまして、児童福祉のところの子育て支援だったり、保育サービスの充実だったり、経済的な支援の充実というところの評価ですよね。そこのところで、審議会での委員意見というのが、意見なし、発言なしというのがすごく続いている。それに対して、少し私の中で将来に対する松田町の子育てに不安を感じています。この審議会での委員構成というのは、どのような形態になっているのかというのを教えてください。

政策推進課長 御質問ありがとうございました。この審議会におきましては、条例に定める各分野の専門分野ということがございまして、学校の関係、保育園の関係から選出してもらって審議会を構成をしているところでございます。また、自治会をはじめ農政、観光等の、あるいは専門分野から推薦をさせていただいて構成されている。そこにですね、町の職員が全て入って議論をしていくというような流れで今はなっております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。実際にリアルに今子育てに直面している年代の方が入られているのかというのは、どうなっていますでしょうか。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。松田小学校の関係のPTAの関係から推薦させていただいている方はですね、お子さんが小さくて子育て世代としていろんな意見を持っている方を委員さんとして今受けているところがございます。また、公募の中でもですね、自主的に幅広い形で、子育て世代に限らずですね、そういう人を募集して今回の委員さんとして推進をしているというところでございます。以上です。

1 番 唐 澤 ぜひですね、先輩方の意見だったりとか経験を聞くのもとても子育てに役に立つ、政策実現にも役に立つことなんですけれども、やはり今、リアルに向き合っている人たちの声というものが時代に沿ったやっぱり問題だったり、課題点に気づいているケースのほうがほとんどだと思いますので、そういう人たちをより多く推薦というか、巻き込んでいけるような審議会の形に持っていく努

力もしていただけたらなと思います。

では、引き続き、3番目の項目に関して再質問させていただきます。まず、新年度予算で計上されております子育て応援給付金、これは本当に素晴らしいものなので、ぜひずっと継続していただきたいなと思っています。

その先の一つの視点としまして述べさせていただきたいんですが、行政は確かに全ての町民に対して公平で平等な立場であるべきです。しかし、答弁で述べられた、こちらに支援すると、それに対象にならない方々に支援ができないというようなひずみがやはり生まれてしまって、不公平さや不平等さというものが見えてくる。なので、政策を打ち出すのにもいろんな配慮だったりとか、いろんなことを調査してつくっていかねばなりません。確かにそうなんですけれども、それって本当に不公平で不平等な扱いになるかということを一度考えていただきたいなと思っています。

というのも、まずどのような世代が今、子育てに直面しているかということです。現在、最も多く子育てに直面している30代から40代の世代というのは、氷河期世代、非正規雇用であふれた時代に直面している世代です。ちょうど私の世代なんですけれども、本当に就職難に陥って大変な状況の中、仕事もなくということです。結婚し、子供を養うどころか、自分1人の生活や将来の保障もままならないと感じている世代が、それでも誰かを愛して、将来への希望を捨てず、夫婦で共に働き、協力しながら子育てをしているという現状にあります。

実際に、内閣府が提供しているデータでも、もう何年も前から専業主婦世帯を共働き世帯が大きく上回っていることは御存じのことと思います。専業主婦世帯にかかわらず、共働き世帯が増え、共働き世帯の中にも雇用されている場合や自営業で生計を立てている場合、時代とともに子育ても多様化しています。専業主婦世帯の子育てには、そこに特化した子育て支援を、雇用されている場合、自営業で生計を立てている場合、もしくは配偶者の扶養に入り、働きながらの子育てには、それぞれに特化した子育て支援をすることが必要だと私は考えています。そのように、それぞれの状況をしっかり分析し、それぞれの状況

に応じた子育て支援を打ち出していくことは、むしろ無駄を省き、節約を図りながら、本当に必要な支援を公平に、平等に実施できていると考えています。

このように、それぞれの状況をしっかり分析し、それぞれの状況に応じた子育て支援策を打ち出していくことは、とても手間もかかります。しかし、移住、定住化を掲げている松田町として、全国のこういった背景を抱えている子育て世帯を巻き込んでいく、選んでいただくためにも、松田町で安心・安全な子育て環境が持続されるためにも、どんなに手間であったとしてもやっていかなければならないと考えますし、町民の方々にも一つ一つの支援をしっかりと説明し、説得し、納得していただける働きかけを行政がしていくべきだと考えています。それぞれの状況に応じた子育て支援策を打ち出していくことに対して、いま一度町長のお考えをお聞かせください。

町長 御質問ありがとうございます。今回の御質問で、本当によかったなと思うのがですね、まさに保険の仕組みから始まっていくんですね。今いただいているのは、一般的に民間企業がよく入っている社会保険の話がされていると思いますが、これを行政に当てはめるとですね、行政は満額もらっているんですよ。一般の社会保険に入っている人たちは3分の1はもらえないというような状況。ただし、じゃあ行政側が保険をちゃんと払っているというね、払っているからその還付がされているような感じで満額もらっているというこの状態。これ、国民健康保険に入っている人たちは3分の2すらもらえないと。当然というか、そこはまたその給付事業ができるような格好での保険費を払っていないからというような話もありました。

これ、もう一個言うと、この育児休業手当、これもですね、雇用保険に入っている、入っていないによって、もらえる、もらえないが出てくるので、基本的に大きい会社さんというのは、もう雇用保険に大体入っている。なので、ある程度補償もされるので、長期、そこから育児休暇というのができても、ある程度半分とか、60%とかというのは補償はできるというようなことの中でやっているというふうなこともよく分かりました。

最後の私の答弁の中にちょっと書かせてもらったのは、まさに唐澤議員が言

われているように、ずっと調べれば調べるほどですね、本当に人口問題に引かかってくるわけですね。例えば、自営業でやっている人は国民健康保険ですよ。だから、そのときに、何て言ったらいいかな、例えば嫁さんをもらうと行ったときに、個人事業主のところに行って、よっぽど給料がよければいいですけど、そっちへ行ったら、すぐもし子供ができちゃったら、もう本当に預けてすぐ仕事をしないと生活ができないという人たち。それはなぜかという経済が成り立たないからですね、家庭の。ということなんかも非常に分かったことなので、一番最後にちょっと書かせてもらっているように、ちょっと今、時間がかかるというのも多少あると思います。ただし、分母がそんなに多くないので、ちょっといろいろ細分化をしながらですね、データを出して、すぐ3分の1がぼっとできるかどうかですけど、なるべく、念頭に置きつつというふうなのを書いたのは、やっぱり平等というのは念頭に置かなきゃいけない。ただし、そのやりながらの順番があるよね。最終的にここを助けるよ。だからちょっと待ってて。まずここからやる。2番目はここ、3番目は。そういったロードマップをしっかりと説明できるようになりながらちゃんと予算化をして、しかるべきときに議員の皆さん方にお諮りをして、今本当に困っている子育て世代の方々というような方々も含めてですね、要は少しでも子供さんを産みたいとか、生まれる環境を松田町が独自にやりながらほかを巻き込んで、最終的には国も動かせればいいなというふうに思っている事業かなというのが、私もそういった格好で今回気づかせてもらったので、担当課も含めながらですね、事業化に向けていろいろな調査も含めて準備していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな答弁をありがとうございました。本当にですね、今の時代の子育て世帯、共働き世帯がもうほとんどです。やはりどちらかが働けなくなると、その家庭がもう死活問題になるわけですね。生きていくことができない、子供を守るどころか。妊娠・出産というのは、本当にすばらしくおめでたいことなんですけれども、そういうことにすらちゅうちょしてしまう、もうそれ、経済的なことでそれをちゅうちょする、もしくは諦めてしまうというのは、非常に

ったいないことだと思うんですね。体の問題で子供ができないというのは、もう本当につらいことだと思うんですけど、お金の問題で解決できるなら、とても安い問題なんじゃないかと私は個人的には思っています。本当は国とか県が率先して本当に動いてほしい分野なんですけれども、でも、国や県がやっぱり動いていないことを逆にチャンスに捉えて、うちの町はこんなに細かい視点で全ての世帯に支援できている、それを全面に出していろんな子育て世帯、そしてその生まれた子供がやっぱりこの町で生きていきたいと思えるような、そういうプラスのパターンをぜひ生み出していただきたいと思います。

私の質問は以上となります。引き続き、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。 (11時41分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、町民の安心・安全のために。

要旨。(1) コロナ禍で町民の衛生意識が高まっている中、不特定多数の方が触れる図書館の本を、安心して読める環境を整えるために、図書除菌機を図書館に導入するお考えについて伺います。

(2) 環境省は「災害が起こったときに飼い主がペットと同行避難することが基本」としています。そこで、災害時に人とペットが、安心して避難生活を送ることができる体制の構築について伺います。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の図書除菌機を図書館に導入することについてですが、図書館での感染対策としまして、安心して読める環境を整え、気持ちよく図書館を利用していただくために、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前から、返却のときに汚れや異物の除去を行っております。また、貸出しから戻ってき

た本につきましては、一定期間の隔離ということで、丸1日経過後、除菌効果のある洗浄液で表紙を拭いた後に書架に戻すというような運用を行っております。

今回の御質問につきましては、令和2年6月に開催されました議会定例会での一般質問において、図書除菌機を購入している事例等を調べ、有効性を確認するとともに、予算の順位などを考慮しながら検討してまいりたいというふうに答弁をした経過がございましたので、図書除菌機の導入につきましては調査を行ってまいりました。日本の図書館を代表する専門団体で全国組織であります日本図書館協会の見解では、新型コロナウイルスの対策として最も効果的なものは2点あり、1点目は、図書館利用前後の手洗い、手指消毒をすること。2点目は、返却図書の一定時間の隔離をすることと示されておりました。また、図書除菌機のように紫外線を照射する方法は、本の劣化が進むこと、除菌効果ができると確認されるだけの紫外線量を照射することが現実的には難しいという見解も示されておりました。近隣自治体では、大井町、山北町、開成町が導入されておりましたので、状況を伺ったところでもございます。

それらを参考に、現時点での本町の対応といたしましては、日本図書館協会の見解や、機器が高額であることを踏まえ、一度に数冊のみしか除菌できないこと、図書館利用について十分な感染予防対策を行い、図書館の本から感染したと思われる事例もないことなどに鑑み、図書除菌機を導入することについては、未定とさせていただきます。今後も図書館での感染予防対策につきましては、継続的に取り組み、安心して活用いただけるよう取り組んでまいりますので、御理解いただければ幸いです。

次に、2点目の御質問にお答えさせていただきます。災害時には、何より人命が優先されておりますが、ペットも家族の一員であると考えるのが当然の時代となっていると認識しております。ただし、避難所には、ペットを飼っている方もいない方もおり、様々な価値観を持つ人が共同生活をするようになるため、避難所でのペットとの共生ルールが必要でございます。東日本大震災では、避難所へペットとの同行避難を拒否され、ペットのために車で生活を行ったた

め、エコノミー症候群に陥ったり、放置したペットが逃げて住民に危害を及ぼした。また、ペットのために自宅にとどまり、飼い主が被災し命を落としたなどの様々な課題が浮き彫りになりました。

こういった中、町では、地震や風水害等の自然災害対策について、町及び関係機関が対応すべき事務について、総合的な指針を定めた松田町地域防災計画を策定し、地域と町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的としております。この計画の中には、災害発生時のペットの管理、飼育、衛生の確保について明記しており、避難所でのペット対策や管理、逃げてしまった、あるいは飼育困難となってしまったペットの対応、餌の調達、飼い主の責務などについて定めております。また、より具体的かつ詳細な対応等を示した松田町ペット避難マニュアルを現在策定しており、現実的な対応について、専門家の方からの御意見を頂きながら調整しております。

なお、ペットとの避難での原則となるのが、ペットを家族と考えている人の命を救うために、ペットの避難場所を提供するということになりますので、飼い主は、ふだんから避難所に同行避難するペットへの教育を行っておく必要があります。また、ほかの避難者に迷惑をかけないようにする飼い主の責務があります。今後は、ペット避難マニュアルにより、飼育者へのルールの周知を行ってまいります。また、自治会には、話合いや防災訓練を行う際のペットとの同行避難の実施をお願いし、避難所に避難できるよう、飼い主及びペットの教育を行うための専門家による講習会の開催などを行い、有事に備えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございました。図書除菌機の導入は、令和2年6月定例会で平野議員が一般質問で取り上げられていて、前向きな御答弁でしたが、導入に至っていないため、再度質問させていただきました。導入に対しては未定ということですので、私のほうから少し述べさせていただきます。

姉妹町の横芝光町さんでは、コロナ禍になる前から図書除菌機が設置されています。本町の図書館司書の方に伺ったら、図書除菌機のパンフレットを見て、大きいのだと設置スペースが厳しいとのことでした。開成町の図書除菌機は、

小型冷蔵庫ほどの大きさで、卓上に設置できると思います。御答弁に、一度に数冊のみの除菌しかできないとありましたけれども、大井町さんの図書除菌機を見させていただき、説明を受けました。利用者が本を借りるとき御自身が図書除菌機を操作するそうです。図書除菌機の前には、荷物を置ける台が置いてあり、設置スペースは必要だと思います。図書除菌機の金額を伺いましたが、開成町さんのは38万円弱、大井町さんは90万円弱で地方創生臨時交付金を使って導入されたとのことでした。近隣の図書館で設置してある中、気持ちよく図書館を御利用していただける効果もあると思いますので、前向きに御検討していただけることを要望いたします。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。ペットは家族の一員としてお考えの方が多い中、ペットの同行避難体制の構築は喫緊の課題だと思います。町民の方から、テレビで「日本沈没」を見て、災害が起きたとき、犬と一緒に避難するにはどうしたらいいのかしらと思ったと相談がありました。昨年12月定例会の私の一般質問の御答弁で、自主防災会の代表者で構成されている防災意見交換会でペットの件が上がったということでしたが、どのような内容だったのか、伺います。

総務課長 南雲議員の質問にお答えします。防災意見交換会でペットの同行避難のマニュアルの枠組みや内容について、自主防災会の委員の皆様にご説明をさせていただいて、一応防災時にこのような形でペットの同行避難のガイドライン的なものを示したところですね、枠組みについては御了解されて、あとはその内容としても特段問題はないんですが、ただ、専門的な見地から、犬の、ペットの専門家のほうにですね、見ていただいてですね、現在、調整をさせていただいているようなところでございます。防災意見交換会自体では、その内容についての反対等の意見はございませんで、おおむね了解されたというところでございます。以上です。

7番南雲 専門的な方に見ていただいてガイドラインを作られているということですので、これは本当に非常に大事なことになってくると思いますので、引き続き御対応をよろしくお願いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ペットの取扱いについて多くの問題が発生しました。これを受けて環境省では、平成25年6月に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成して、自治体が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるよう示しました。さらに、28年4月に発生した熊本地震の課題対応のため、人とペットの災害対策ガイドラインとして、平成30年3月にガイドラインの改定を行っています。これを受けて、令和2年の6月定例会の唐澤議員の一般質問で、避難所におけるペットの対応マニュアルを作成するとの御答弁でした。松田町の地域防災計画に災害発生時のペットのことを取り上げられているとのことですが、私も読みましたけど、町民には何かちょっと伝わりにくいような感じがいたします。それで、ペットの対応マニュアルの作成の進捗状況と、完成はいつ頃を目途にされているかを伺います。

環境上下水道課長 今、総務課長のほうからもお話がありましたけど、総務課と環境上下水道課、両方ですね、今このガイドラインについて作成をしておりますが、ほぼ完成形にはなっております。先ほどもお話しありましたとおり、専門の方ですね、ドッグランの代表の方にですね、お渡ししまして内容のチェックをお願いしておりますので、最終的な調整を行っている状況でございますので、あと少しでできるというふうに考えてはおります。以上です。

7 番 南 雲 完成に近づいているということで、よろしく御対応を引き続きお願いいたします。

このペットの対応マニュアル作成後になると思いますが、町民にペットの同行避難の方法の周知が大事なこととなりますが、周知はどのようにされていくか、お考えか伺います。

環境上下水道課長 今のですね、ガイドラインが出来上がった後ですね、一応町民にパブリックコメントを行いたいと思っております。その後、「広報まつだ」、ホームページ、あとは狂犬病の注射のときにですね、一般的には犬を飼っている方がいらっしゃいますので、そのときに周知を行いたいと考えております。以上です。

7 番 南 雲 今、広報とかでも周知されたいという御答弁でしたが、二宮町では令和3年

9月に二宮町総合防災訓練とペット同行避難訓練を開催されました。開催の周知は8月号の二宮町の広報紙にそれぞれ1ページずつ掲載し、町民に開催を周知しました。ペットの同行避難訓練のページはとても読みやすく、ペットの飼い主の方は、この広報紙を見てペットの同行避難への理解が深まったと思います。また、先ほど、ペットの同行避難の情報をホームページに公開するということでしたが、このように広報紙や「広報まつだ」に掲載するとともに、「広報まつだ」に掲載する際には、特集みたいに1ページ使ったりして、町民に分かりやすく周知をされることが望ましいと思いますけれども、御見解を伺います。

環境上下水道課長 情報提供ありがとうございます。ぜひですね、その令和3年9月の二宮町の広報紙を勉強させていただくとともに、二宮町の担当の方とですね、連絡を取り合っ、同じように、それ以上に分かりやすいものを作ってまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

7 番 南 雲 よろしくお願ひいたします。また、愛知県尾張旭市では、ペット防災手帳が市のホームページに公開されています。これは、ダウンロードができ、A4サイズの4分の1の大きさに8ページの冊子が出来上がります。内容は、飼い主とペットの情報、日頃からの備えと基本的なしつけ、災害が発生したときの対応、緊急時の連絡先、ペットのための持ち出し品リストが掲載されています。尾張旭市では、必要事項を書き込み、防災持ち出し品と一緒に保管しておくように案内しています。私もダウンロードして作りましたが、とても簡単にできます。経費もかからず、本町でも手元に置けるペット防災手帳を作成されたいかがでしょうか、伺います。

環境上下水道課長 防災手帳につきましては、先ほどお話ししましたペット同行避難ガイドラインの最終ページに防災手帳に似たようなものがございまして、そちらにペットの詳細情報を記入できる名簿のようなものがございます。こちらの活用につきましては、ペットと同行避難を行ったときに、あらかじめ記入していただいたものを持ってきていただき、それを避難所に提出いただき、管理をしたいと考えております。避難所でなかなか書いたりしている場もないし、避難所で書く

ものというのは統一されていないといけないということで、ガイドラインの最終ページにこの防災手帳と同じものが載っているということでお願いします。以上です。

7 番 南 雲 ガイドラインの裏側に記入するようなものを設けたということですが、また、手のひらに乗るような大きさの防災手帳ということも御検討の一つとして取り入れていただきたいと思います。

ペットとの同行避難には、飼い主の日頃からのしつけの心構えが必要であるとともに、行政としての啓発が非常に大事になってくると思います。小田原市では、台風19号のときに、ペットに関する苦情が寄せられたと伺っています。寒川町では、コロナ禍で現在は休止されていますが、毎年9月にペットの避難訓練を開催され、避難訓練の後、1時間ほど犬のしつけ教室を行っています。ペットの同行避難を開催することで、施設でのペットの受入れを実際に体験することができ、避難時に必要な物などを認識していただけるとともに、課題も見えてくると思います。ペットのしつけ教室とペットの同行避難訓練の開催をお考えか、また、開催をお考えの場合、いつ頃開催できるのか、伺います。

総 務 課 長 ペットと同行の避難訓練ということですが、先ほど、今、環境上下水道課長も申しましたように、安全防災担当室と環境上下水道課合同で今マニュアルのほうを作成しております。それが完成しましたら、まず初めに自主防災会です、皆様、防災意見交換会に出られている8自治会の皆様に同行避難の防災訓練について趣旨を御説明をさせていただきます、御賛同いただける自治会様を先にですね、一度ペットと同行の防災訓練をやりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 8自治会の方たちとまた検討していただいてということで、ある自治会長さんに、ちょっとすごい御自身も防災資格…何でしたっけ。（「防災士」の声あり）ごめんなさい、防災士ですね。防災士をお取りになっていて、その方はすごい熱心に自治会のことやっぺらっぺらというのを伺って、すごい心強いんですけども、ぜひこれを前向きに検討していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

環境省では、地方獣医師会の役割として、自治体と連携して災害対策の協力や支援をしております。避難所生活が長期化した場合、ペットの健康や公衆衛生面の管理が必要となります。小田原市は、平成29年に、箱根町は平成31年に、南足柄市は令和2年に、開成町は令和3年に、いずれも3月になりますが、小田原獣医師会と協定を結んでいます。本町として獣医師会との協定を結ぶことについて、どのようにお考えか伺います。

環境上下水道課長 現在、獣医師会とは特に協定は結んでおりませんが、災害発生時にですね、町の担当だったり、NPO、ボランティアが獣医師会との調整を行うこととなります。具体的には、今後の会合にて決めることとなりますが、各自治会の巡回、飼育のアドバイス、ペットの健康などについてお願いすることになりまして、最終的には、協定を結ぶことにしたいというふうに考えてはおります。

7 番 南 雲 また、結ぶことによって、いろいろなことのアドバイスも頂けると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

災害時にペットの世話や感染症対策のため、避難所の収容人数も制約があるため、車中避難をする人が多くなると思われれます。群馬県高崎市では、市内9か所の公共施設の駐車場を避難場所とされました。御自宅が土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップの警戒区域に指定されている方に、災害リスクの少ない公共施設の駐車場や町営臨時駐車場等を避難場所として開放することも必要になってくると思いますが、御見解を伺います。

総 務 課 長 駐車場避難についてですけど、今現在、地域防災計画ではですね、避難所を最大で30か所指定させていただいております。基本的に避難所に来るには、徒歩で来ることを想定しておりまして、駐車場の駐車は、救援物資等の関係で、基本的には駐車はしない、禁止にしているような状態でございます。

ただ、今指定しているこの避難所の中では、駐車場避難に指定できる避難所は、駐車スペースの関係があつてなかなか難しいと考えておりますが、今、議員がおっしゃられた駐車場避難というのは、ペットを飼われている方にとっては、大変有効な手段の一つと考えておりますので、ただ、先ほど町長が答弁で申せられたとおり、東日本大などではエコノミー症候群になるくらいとかそう

いうのもありますので、そこら辺の諸課題等も検討しながらですね、今後、駐車場避難について検討していきたいという形で考えております。以上です。

7 番 南 雲 今、御答弁の中にエコノミークラス症候群のお話がありましたが、こういうお話がございました。中越地震で救済活動をされ、避難生活の改善に取り組まれている新潟大学医学部教授の榛沢和彦先生の講演で次のように言われています。熊本地震では、エコー検査で車中避難の人の30%に血栓ができたそうです。早い場合は2時間半で血栓ができ、四、五時間で飛び、突然死に至るそうです。エコノミークラス症候群はふくらはぎから始まるそうです。ふくらはぎにできた血栓が血液に乗って肺に飛ぶのを防ぐのに、医療用の弾性ストッキングがとても効果があるそうです。そこで、自助として弾性ストッキングの備蓄を呼びかけていくとともに、町の備蓄品として弾性ストッキングを備蓄していくのはとても有効だと思いますが、御見解を伺います。

総 務 課 長 ありがとうございます。今、血栓予防で弾性ストッキングが有効であるというのを、すみません、私は勉強不足で今初めて知りました。今後、避難所ですね、活用等につきましてもいろいろな方策があり得ると思います。先ほど申しましたように、駐車場避難というのも新しいその手法の避難の一つなのかなという形で考えておりますので、それらを含めながら一緒に検討していけたらと思っております。以上でございます。

7 番 南 雲 今、種々御提案させていただきましたが、ペットと同行避難をするためには、ふだんからのペットのしつけと準備が必要となります。飼い主の方が準備不足で避難を諦めることのないように、ペットとの避難体制を早急に構築していただけるよう要望いたします。

最後に、町長にペットとの同行避難に対しての御見解を伺いたいと思います。

町 長 ありがとうございます。冒頭でも話をしたように、もうペット、いろんなペットがありますよね。猫もいますし、今は犬の話ばかりになっているような気がしますけど。やっぱりその方にとっては、もう家族の一員だというふうな状況もあります。その中で、やっぱり町としてもいろんな今事例をちょっと教えていただいたものはね、前向きに捉えつつ、ありますけども、何でもそうで

すけどね、今は本当にペットというものに対するのがどこにどのぐらいいてとか、どうだとかというのをやっぱりしっかりと把握した上で、地域地域においての対応の仕方もあると思いますので、マニュアルという格好で総花的なのはよく作るんですけど、それをどう活用していくかというのは、エリアごと変わってくるかと思うんですね。ですので、今まさにおっしゃられたようなことは、もう家族の一員だと考えている方にとっては、大切なことだというふうに認識しておりますので、よくですね、パブリックコメントを取って、町民の話を聞いて、それで終わりみたいな形にしないでですね、常に今みたいな提案を頂きながら、実情に合わせた格好で運営していきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 引き続き早急にマニュアルを完成していただくことを要望いたしまして、一般質問を終わりにいたします。

議 長 以上で、受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

受付番号第4号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 お許しを頂いたので質問させていただきます。受付番号第4号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、介護人材確保の施策は？

要旨。コロナ禍で様々な業種が苦難に直面していますが、介護分野も大変な状況です。病院等と同様、エッセンシャルワークであり、リスクの中でも事業を継続しなくてはなりません。もともと慢性的人手不足でしたが、今や募集をしても人が集まらない事態、そしてコロナが終わったとしても、介護需要は増える中、介護事業の担い手が確保できなくなれば深刻な問題となります。そこでお聞きします。

(1) 継続的に介護人材を確保するための、町の施策と広域での取組についてお伺いします。

(2) 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では「住民主体」という文言が様々な事業にうたわれていますが、住民理解は進んでいますか。

(3) 福祉避難所の検討は進んでいますか。以上お願いいたします。

町 長 それでは平野議員の御質問に、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問にお答えをいたします。医療や介護の現場においてサービスの提供は、生命や健康の維持になくてはならないものでありますし、当然そのサービス提供をしてくださる事業者や、そのスタッフの方々も必要不可欠な存在でございます。コロナ禍の状況が続く中、人材の確保に関しまして、地域に根差した幾つかの中小規模の事業者の実情をお伺いしたところ、ハローワークや新聞の折り込み広告などを利用し求人募集は行っているものの、実績は乏しく、効果は限定的で大変苦慮しているとのことでした。このような状況の中、事業運営への影響が徐々に顕著になっており、体制の充実・維持という面に関しましては全て事業者任せにするのではなく、行政支援の必要性を感じているところでもございます。

さて、議員の御質問にあります、継続的に介護人材を確保するための取組でございますが、コロナ禍における町独自の財政的な支援として、町内にある高齢者施設や障がい者の就労支援事業所などに対し、施設の実情に合わせて柔軟に御活用いただくための助成金の支給を行っております。また、介護人材不足は広域的課題でもあるため、神奈川県でも介護職員初任者の研修や、その後のステップアップ研修に対する各種補助メニューをそろえ、財政的な支援を通じて介護人材の確保にも取り組んでいます。

今後さらにソフト事業として、若い世代の方々に介護の仕事に興味を持っていただくため、地域の高校などに介護従事者の方の生の声をお届けする職業紹介機会の提供を考えております。コロナの感染状況を見ながらになりますが、継続的な取組とするため、町単独ではなく、広域的な枠組みの中での実施ができるよう調整してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問にお答えいたします。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に明記してある住民主体とは、主に町の介護予防事業の実施に際し用いている表現であり、高齢者が要介護にならず、自立した生活を送ることを目的として実施する介護予防事業に、受け手ではなく、企画や運営にも積極的に携わっていただくことで、本人の介護予防にも資することを意味します。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、住民の方一人一人が生きがいを持ち、

元気にお過ごしいただくことを目的の一つとしているため、自主活動グループやボランティア活動などにも自主的に参加して御活躍いただきたいと考えているところでもございます。

住民主体への理解についてでございますが、町が行う介護予防事業への参加はもとより、一人一人が主体的に御自身の介護予防にそれぞれ取り組んでいただいている結果が、認定率や介護サービスの必要量となっており、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、介護保険料を据え置きとした状況であり、被保険者として町介護保険制度の円滑な運営を支えてくださっていることから、理解は進んでいると考えているところでございます。今後もさらに住民理解が得られるよう、計画に沿った事業の実施や、社会参加の機会の創出に取り組んでまいります。

3つ目の御質問でございます。福祉避難所の検討についてでございますが、国が示している福祉避難所のガイドラインでは、災害が発生し避難が長期化した場合には、特別な配慮が求められる方々のため、その対象ごとの避難場所を確保することが望ましいとされております。対象者としては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が想定されており、一般的な避難所では生活に支障があると想定されるため、福祉避難所を設置し、特別な配慮をする必要があります。町では、現在のところ福祉避難所として、要配慮者への対応は、町内の一時避難所内をゾーニングした運用を想定しており、緊急的に避難した場合であっても、最低限のプライバシーの確保ができます。避難が長期化する場合の対応として、平成29年3月に、町と町内の特別養護老人ホームとの間にて、高齢者の二次避難の際に協力いただくための協定を締結しております。これにより、設備や体制の整った避難生活が可能となると考えております。

ただ、協定を締結した施設だけで避難所が足りているとは考えておりませんので、身体、知的障がい、精神障がいをお持ちの方などと併せた支援として、町独自での支援が困難であることから、県西地域などの広域での対応を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番 平 野 回答ありがとうございます。では、一つずつ再質問をさせていただきたいと

思います。

まず（１）のことなんですけれども、継続的に介護人材を確保するというふうなテーマだったんですけれども、私も今回ヒアリング、何か所かしてみたんですけれども、やはり相当、事業者は苦勞されているというのが伝わってきました。ハローワークに出していても、もう全然集まらないということなんですけど、実際にハローワークにもちょっと行ってみたんですが、本当惨たんたる数字をお聞きして驚いたんですけれども、12月の時点ですとね、前年比、求人が84%増と。人数にして169人。これは松田管轄、秦野、南まで含めてです。そして前々年比166%増、人数にして231人増ということです。しかし、それに対する応募は、応募がもう半分にも満たなくて、しかもマッチング充足するのは数%だというような実情をお聞きして、ちょっと愕然としたところです。本当に常に人手不足だそうです。

こちらは事情が、やはり県西地区という事情があるそうで、このエリアは土地が比較的安いということから、施設を造ろうと思うほうは造りやすいというふうなことがあるそうです。入る方は広域から来るから需要はあると。けれども働き手がないということで、慢性的に人がいないんだと。つまりこれは人材の取り合いになっているというのが実情なようです。

そしてまた、人材派遣という形の介護職を集める方法があるんですが、これは非常にマージンが高いということで、それも困っていると。それが、ハローワークからのマッチングの電話はもう数か月に1回ぐらいしかないのに、人材派遣からの営業の電話は毎日のようにあるんだということも聞いて、これはだから本当にちょっと、非正規雇用がね、一般化してからの構造的な問題を含んでいるなと思って、これはもう、ちょっと国のほうに要望しなきゃいけないことではないかなと感じたところなんですけど、何か町でやれることはないのかなというふうに思い、今回ちょっと取り上げさせていただきました。

そして、お答えの中にあつた、施設に合わせて柔軟に活用していただくような助成金の支給ということで、非常にこれはありがたい施策ではないかなと思います。急場としては、しのぐにはね、よいことではないかなと思うんですが、

この後、継続的なことを考えなくてはいけないと思うんですが、この人材の奪い合いが当面続いていくだろうという中で、お答えの中では広域、県などのね、研修があるとか、そういうお答えではあったんですけども、町の独自策というのは何かあるんでしょうか。

福祉課長 御質問ありがとうございます。平野議員の御質問にお答えをさせていただきます。介護人材の確保に関して、町の独自施策という御質問であろうかと思えます。現在、町で行っている財政的な支援のほかに、やはり、やり方はいろいろ考えられるのかなと思えます。神奈川県で、町長答弁にもございましたが、神奈川県が行っている支援策にさらに追加支援をするようなやり方、また、ソフト的なやり方として、県内の近隣の市町村でも行っているところもあるようでございますが、情報発信ですね。町内で働いている方の、働いている姿を実際に動画とかで、町のホームページとかでアップをするような取組をしているところもあるようでございます。また、あとやり方の一つとして、町の広報紙であるとか、町の広報媒体を使って町内の介護人材の募集をするというようなもの、また、事業所と若い方をマッチングするような、直接つなげる機会の提供などというようなものを、今のところ考えているところでございます。以上でございます。

4番平野 はい、そうですね。県の支援だけに頼っていると、やはり松田中心にした介護人材の不足はいつまでも埋まらないのかなというふうに、私もちょっと感じているところで、例えばなんですけども、この近隣でも市町独自の方法を工夫しているところは結構あるんです。大きいね、横浜市とか川崎市なんかは当然なんですけども、この辺りでも中井、箱根、湯河原、二宮などが、この初任者講習、初任者研修というんですかね、その受講料を補助したりということをやっております。これには条件がつくところとつかないところもありまして、条件がつくところとしては、町内の事業者、介護事業所で何か月以上働く場合とか、中井なんかは家族介護の方に対しても認めているというようなところもあります。あと、研修の受講料以外に、何か月以上町内の介護職に就いたら幾らか、2万円とか3万円とかなんですが、就労の支援金を補助するという

ようなところもあります。

そんな中で、厚木市が非常に、工夫を幾つも打ち出しているなというのがちょっと印象的だったんですけれども、もちろん今言った初任者研修に対する講習の補助なども、もちろんやっているんですが、例えば厚木市、介護職の転入奨励助成ということをやっている、市外から厚木市に転入してきて、市内の介護職の仕事をする場合に助成を行うであるとか、それからあと離職後、市内にもともと住んでいる人でも、離職一回した方が復活するときに、就労するときに助成を行うであるとか、あと、これは若者の移住のあれにもなるかなと思うんですが、厚木市では介護福祉士等奨学金の返済助成というのをやっております、介護福祉士等の資格を取るために利用した奨学金の返済を行っているものに対し助成を行う。これも何か月以上勤めたとか、そういう条件はあるようなんですが、これ非常に有効かなというふうに思います。ぜひ、新年度にある若者に対する移住政策なんかにも、ちょっとこれヒントになるものではないかなと思います。一時的ではなくて、継続的にその方に住んでいただく、働いていただくという意味で、非常に有効かなというふうに思います。

こうした、あと面白いところでは、箱根は介護職の方に町内の温泉の券をあげるとかね、そんな土地ならではの工夫もやっています。このように、近隣はあの手この手で、自分の市町に介護職を何とか確保しようということを既に始めています。これは本当に取り合いになるなという予感がしておりますので、本当に急いで、町独自のこういった確保策をぜひ工夫していただきたいところなんです、何かこういったことができそうかなみたいなものがあればお願いいたします。

福 祉 課 長 いろいろな情報ありがとうございます。私も知らない情報もございまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。今の中でどれができるかというのはなかなか、予算の話もありますので、この場では御回答なかなか難しいんですけども、どのような支援、効果があるのか、個人にしたほうがいいのか、事業所にしたほうがいいのか、また財政的な支援がいいのか、ソフト的な支援がいいのか、そこら辺を見極めながらですね、御提案、御案内いただいた直接

的な助成といった手法も含めて、人材不足の解決ができるように、町としてもこれから検討をしていきたいと、取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

4 番 平 野 はい、ぜひお願いいたします。この第8期のこの計画ですね、緑の冊子の、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中にもですね、54ページですね。人材確保の方策を検討するというふうに、はっきりとうたわれておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

そしてまた若い方へのアピールということで、御回答の中にも、介護従事者の声を高校などにお伝えして職業紹介をするというようなことも言われておりました。ぜひこれも、ちょっと今ね、コロナ禍でなかなか職業体験ですか、こういったことが難しくなっているかなとは思いますが、単なる紹介に、一回きりで終わるのではなくて、ふだんの交流が大事かなと思いますので、ぜひコロナ禍でも何かしら工夫をしていただきたいなというふうに思っております。

また、県の研修についても回答で言及されていたんですけども、事業者の中からちょっとこんな声がありまして、県の研修が横浜がほとんどであるということになると、この人手不足の中でローテーションを組みながら一日仕事というのは非常につらいというか、休みづらいというか、そういう声を聞きます。これこそやっぱり県西で、多分ほかの事業所もそうなので、県西で例えば、ずっと横浜でやってるものを何回か県西でやってもらおうとか、そうすれば、半日カリキュラムなので対応できるんじゃないかなというふうな要望も聞いておりますので、ぜひその辺りは県のほうにリクエストをしてみてください。それは要望いたします。

2つ目の質問なんですけれども、この「住民主体」というね、この表現が、計画を読んでいても、私もちょっと、ところどころ出てくるので非常に気になっていたんですけども、御回答の中では、自分自身が介護予防にもなるので、何というか、いろんなものに加わってください、積極的に出てきてくださいという、そういう意味合いだというような御回答を頂いたんですが、実は64ペー

ジのほうには、もうちょっと踏み込んで表現がしてありまして、事業者やNPO法人など、提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実というのがうたわれているのですね。これ、こういうふうにはっきりうたわれていると、単なる、自分のことは自分でやろうねという以上の意味合いではないかなというふうに思うので、この住民のほうに自覚というのかな、もっと積極的に、自分だけじゃなくて、共助の部分で自分が役に立たなくちゃいけないんだなという、そういうお気持ちを持っていただけるのかなというのが、すごく心配なところです。これはやはりアピールというか、啓発というか、それを続けていくことしかないのかなとは思いますが、この辺の工夫は何かされているのでしょうか。

福祉課長 第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中にある、今、議員のおっしゃられました64ページの住民主体による生活支援サービスというのは、地域支援事業の中の一事業でございます生活支援体制整備事業というのがございます。その中の取組でございます、すみません、生活支援サービスガイドというのを町で作らせていただいております、その中で支え合いながら、支えられるほうはもちろんいらっしゃるんですけども、支えるほうも町民の主体的な活動の中で取り組んでいこうというような事業でございます。そういった意味でございます。

そのほかに住民主体というのはですね、福祉課でありますふれあい計画、いわゆる地域福祉計画というのがございまして、その中でも「住民主体」という言葉が何か所か使われております。これは地域福祉の観点から、住民が主役であるというような、そういうニュアンスでもあります。ですので、町、地域住民の方たち、また関係諸団体の方たちと協働しながら、御自身の健康維持に取り組んでいただくというような理念でございます、そういった取組を今、福祉課のほうで、町のほうで取り組んでいるところでございます。以上です。

4番平野 はい、そうですね。私もこの第8期のほうの計画だけじゃなくて、第3次ふれあい計画のほうも読ませていただきましたけども、本当に住民主体、住民主

役ということで、これが流れなんだなというふうに私は感じたんですね。恐らく国のほうも、保険給付を抑えるという大きな目標もあるんでしょうし、何とか住民の力を使って全体を支え合おうというふうな方向性なんだろうなというふうには、理解はしました。それをやはり、何というのかな、やってもらうんだというそういう気持ちから、自分たちがそういうふうにするんだよという気持ちに、何かさりげなく変えていかなくちゃいけないんだろうなというふうに感じたんですね、この全体的な感じとして。そうするとやはり大事になってくるのが共助、協働になってくるのかなというふうに感じています。

御回答のほうにも、生きがいをもって元気に過ごしていただくということで、自主活動グループやボランティア活動などに主体的に参加して活躍していただきたいというふうに、先ほど御回答いただいたところなんです、やはりここが一つの肝要なところではないかなというふうに感じたものです。自主活動グループというのは何も福祉関係のボランティアだけではなくて、生涯教育が把握してられる文化やスポーツ団体のほうも含めてのことだと思います。またシニアクラブ、それからシルバー人材など、こういったものも全部含めたことかなというふうに思って、何しろこういった人のつながりが、いろいろなサークルとかそういったグループがあって、そういったところに何かしら所属している方というのは、何か事が起きたときには動ける方というふうな、潜在能力がある方というふうに思えるんですが、やはりここを何とか、一つでも二つでも輪に入っていただきたいという、そういう部分だと思うんですが、こういったところの団体のアピール、あるいはマッチングなどは、今はどんなことをなさっていますか。

福 祉 課 長 平野議員がおっしゃるとおりですね、これが流れというところがまず一つキーポイントというか、地域住民の方たちが主役となって、それぞれの健康維持に取り組んでいただくと。今おっしゃられるように、自主活動グループもございます。シルバー人材センターもそうですし、シニアクラブもまさに、趣味であったり活動であったり、本当いろんなチャンネルを御用意しておくというのが、町の役割の一つであるというふうに考えております。ただ、参加への働き

かけというところがございますが、どうしても口コミとかですね、そういったところでお誘いをするとか、そういったところでしか今のところ、そういったネットワークを広げていくというのが町の役割ですので、そこら辺の健康増進の取組の町の事業などを通じて、そういった方たちへの御参加を促すというような取組、一步一步ですけれども、そういった取組をしていきたいというふうに思います。以上です。

4 番 平 野 はい、そうですね。広報などでもね、毎回、シニアクラブだったかな、毎回必ず予定表が入っていて、そういうのを見ると、興味のある方は自分から連絡したりするんじゃないのかなと思います。それが今のところ、シニアクラブだけしか目につかなくなっちゃったというのがちょっと現状で、ちょっと教育のほうにも投げたいと思いますけれども。かつては生涯学習などが工夫をしてくださって、よく何回か連続講座、連続体験講座というのがあって、それで気に入った方たちが残って、じゃあ自主サークルにしようねみたいにして立ち上がってきたサークルって、幾つか今も残っていると思うんですね。この流れが、今ちょっと止まっているように感じています。新陳代謝が止まっているのではないかなというふうに思うんですけれども、それで既存のサークルが弱体化しているということで、前回も私、一般質問させていただいています。やはりこの様々な人のつながりが弱くなりつつある、減りつつあるというこの現状は、やっぱり先ほどの福祉などにも、共助などにも直結していくことかなと思いますので、底支えをすべきではないかなと思うんですけれども、この、12月に一般質問したばかりですけれども、こういったサークルへの底支え、その後どうなりましたか。

教 育 課 長 平野議員の御提案、御意見のとおり、地域におけますスポーツとか文化、生涯学習のサークルの団体の活動につきましては、やはり固定化されたとか、恒例化されたというのが実情がございます。町としましても大変危惧しておるところでございます。そういった中で、既存の団体の連携を育てるとか、うまく町も関わって育てていかなければならないというようなことも、十分認識しておるところでございます。先ほどの御質問にありましたとおり、共助の部分と

ということで、地域の貢献ということで、町民の皆様も自分たちがこの町を盛り上げるといふか、この事業を盛り上げて町を元気にするという自覚を促す、そういう努力をですね、教育委員会でも繰り返しながら進めてまいりたいと思っております。

そういった中で、そういった繰り返しをお願いをしていくとともにですね、昨年度のこの3月の議会全員協議会の中でも説明させていただいたところなんです、松田町の人材バンクということで、従来生涯学習サポートセンター「はじめの一步」ということで、やはりマッチングということで、必要な方が要望しているものを、町が必要な団体とか講師がマッチングできるというものがあまして、それを行って、今も、現在も行っているところでございますが、今後は生涯学習の面を主とした展開、人材バンクということで、ちょっとなかなか進んでないところではございますが、そのこの制度の構築を進めながら、準備が整ったら周知をしてまいりたいと思います。

4 番 平 野 　ぜひ生涯学習方面からも、人のつながりを支えていただきたいなと思います。コロナ禍でいろいろね、集まりが持ちにくいというのは重々分かっているんですが、何か工夫をしていただきたいなというふうに思います。これは何年か前か、ちょっと忘れちゃったんですが、これも一般質問で取り上げた「社会的処方箋」という言葉をね、そのとき使ったんですけども、これやと最近書物なども出まして、「社会的処方箋」という言葉がだんだん認知されてきたので、ぜひその辺の面からもちょっと調べていただいて、そういったもので全体的に支えていくんだと、人のつながりを強くしていくんだと。先ほど町長も所信表明にあったとおりね、誰一人取り残さないというのは、ここにやっぱりかかってることかと思しますので、ぜひお願いいたします。

もう一つ、福祉健康づくりの分野では、松田はととても軽体操のメニューとかすごく充実していて、ほかの町からもうらやましいというふうに言われることあるんですけども、一見するとすばらしいなというふうに私も思っているんですが、ちょっと自主サークルになかなかないような印象を受けるんですが、ちょっとこの辺はどうなんでしょう。いつまでも職員の方が張り付い

ていかなきゃいけないというのは、なかなか大変ではないかなと思うんですが、この辺も自主運営みたいにしていくような方向性というのはあるんでしょうか。

福祉課長　そうですね、その軽体操を自主運営というところが、まさに介護予防の目的の住民主体というところのあるべき姿でございます。「いきいき元気」、町内にあるそういった軽体操の教室はですね、もうほぼ自走をしていただいております。今後そういったところにもっと参加をしていただいたりとか、そのほかにそういう団体が増えて、つくっていただくような有志の方を発掘して、そういった動きを広げていきたいというところがございます。以上です。

4番平野　自走しつつあるということで安心いたしました。やはりいろいろなサークルの中で、何が皆さん嫌がるかという、役員をやるのがすごい嫌というね、お年になればなるほど皆さん嫌がることなんですけれども、でもその中でうまくみんなで協力し合いながら運営をしていくことで、またひとつ生きがいも出てくるのかなというふうに思いますので、ぜひ促していくようお願いしたいなと思うんです。

その中でちょっと、一番気になっているのが、やはり高齢の男性の参加者のことなんです、やはり退職をしてからいきなりどこかに属してと言っても、なかなかハードルが高いようなので、その辺はお元気づちから、あるいは事によると現役のうちから声かけが必要なのかなというふうに思うんですけれども、何かこの辺りで工夫されていることってあるんでしょうか。

福祉課長　そうですね。退職をされた男性の方、どちらかという趣味がない方というのは家に引きこもりがちというような、そういう傾向もあるようでございます。実績といたしましては、松田町で「地域の茶の間」というものがございまして、その中で沢尻でですね、男性のそういう会が開催されているというような話は聞いております。主に、例えば防災とか歴史とか、そういった男性が興味を持つような題でですね、開催をしているというようなお話も伺っております。今後そういった動きが活発、活性化してくれば、孤立防止にもつながるのかなというふうに考えております。以上です。

4番平野　地域の茶の間でね、沢尻の男性中心というのは私もうわさに聞いておりまし

て、素晴らしいことだなと思います。これほかの地区からも参加はできるんでしょうか。

福祉課長 申し訳ございません。できる、できないというのはちょっと不明でございます、はい。

4番平野 そうですか。ぜひ、とてもいいことなので、周知をしていただいて、できればね、ほかの地区で男性が行き場がないような方がいるのなら、お声かけてあげるといいのかなというふうに思います。それは要望でお願いいたします。

それからあと、この住民参加のことをね、さっきからアピールしなきゃというふうに言っているんですけども、なかなか言い方の問題で、生活支援サービスを皆さん担ってくださいねみたいな、そういう直接的なアピールというのはなかなか難しいというか、ちょっとそう言われると引いちゃうかなというふうに思います。やはりこれは自然に社会参加を促すというような方向でぜひお願いいたします。これは要望でお願いいたします。

3つ目の質問についてなんですけれども、福祉避難所の検討についても、私もこれずっと気になっていたんですが、85ページにもね、設置に向けた検討を行うというふうにはっきり書かれていて、ちょっと一度確認をしたほうがいいかなんて思いまして、今回取り上げたものでございます。お答えの中には、第一次避難のときのゾーニングというのをまず考えるというようなお答えでした。この一次避難所のゾーニングをするのは、30か所でしたっけ。避難所のうち、何か所かという、そういうのがあるんですか。

総務課長 避難所は先ほど申し上げましたとおり、最大で30か所、今、うちのほうで指定させていただいておりますが、地域ごとに要介護者とかいう方がいらっしゃるの前提でございますので、基本的には30か所一応全て、一応対応という形で考えております。

4番平野 はい、ありがとうございます。そうですね、どこの避難所にも要介護の該当者はいらっしゃるということで、それで私もいいのかなというふうに思っております。前、前に何かのときの確認をしたときに、何かこういった福祉避難所を福祉センターでというような、一回声がちょっとあったように記憶をしてい

るんですが、これはじゃあ今はもう、ここはもう考えてないというふうなことでよろしいですか。

福祉課長 福祉避難所というのは特に配慮が必要な方ということで、まず、災害の種別にもよるんですけども、一次避難所の運用が最優先、健康福祉センターは災害時にはボランティアセンターとして機能する機能も備えておりますので、基本的にはその地区地区の避難所、または広域の避難場所、避難所が一次避難所になる。その中でゾーニングをして運用をしていくというようなオペレーションになると思います。以上です。

4番平野 はい、ありがとうございます。それと、その一次避難所内でのゾーニングをした運用のときは、これはケア者というのは家族になるというふうなことでよろしいですか。

福祉課長 一次避難というのはあくまでも緊急避難でございますので、やはり家族、手の空いている方というか、支援ができる方というのが優先だと思います。ただ、町のほうで避難行動の要支援者名簿をそろえておりまして、その要支援者名簿の中に支援者ということで指定は…指定というか、あらかじめ取り決めはしておりますので、そのような形になると思います。以上です。

4番平野 はい、ありがとうございます。この辺のところをぜひ該当の方たちには周知ができるように、よろしく願いいたします。

そしてまた、長引いた場合ということで、御回答の中に、町内の特別養護老人ホームとの間に、高齢者二次避難のための協定があるというようなことを先ほどおっしゃってございました。こちらも非常に心強いなと思っておりますけれども、高齢者はそれで何とかなるのかなと思いますけれども、一方で最後のほうに回答されていた身体、知的、精神障がいなど様々な特徴のある要支援者がやはりいらっしゃいます。これは町単独だと、その人だけに対応していくというのがなかなか難しいのかなというふうに私も想像いたしますけれども、ここで広域というところが支えになってくるのではないかということなんですけれども、これは現在はまだ投げかけとかはされているんですか。

福祉課長 具体的な投げかけというのはこれからになります、はい。

4 番 平 野 そうですね。やはり災害はいつ来るかちょっとね、分からないというのがありますので、ぜひ早めに広域に投げかけていただいて、この辺の情報整理というか、こういう方はこちらとか、そういうのが早く分かるようにしていただければなと思います。こういう特徴の方はこちらだよという、そういう分担というか、そういうものが分かれば、該当者に早め早めにお知らせすることで混乱もなくなるのかなと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

5分残っておりますけれども、私の質問、今日はこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第4号、平野由里子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時25分より再開します。 (14時14分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (14時25分)

受付番号第5号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第10番 齋藤永。件名、協働のまちづくりについて。

要旨。町長は令和4年度当初の予算化に当たり、町民との協働による問題解決の必要性を挙げている。私もそう思うので、次のことを伺います。

(1) 西平畑公園条例等改正の折に、観光協会、商工青年会有志等が自ら公園一帯を運営したいという考えを示された。その後の進捗と具体化の考えは。

(2) まきボイラーに伴う町内エコシステムにおいて、川中として町民主体のNPO法人が立ち上がりました。現状と支援のための予算は。

(3) 自治会について、高齢化により清掃作業などの使役ができなくなったことも脱退の要因となっていると考えるが、現状と自治会高齢化対策の予算は。以上よろしく願いします。

町 長 それでは齋藤議員の質問に、順次お答えをさせていただきます。

1つ目の西平畑公園の管理運営に関する質問でございますが、町観光協会が主体として指定管理を申し込まれる可能性については、現在のところ未定ということになっております。町といたしましては、町内の事業者をお願いしたいと思っておりますが、現時点では観光協会に限らず、様々な町民事業者とのサ

ウンディングにて、西平畑公園全体の利活用手段について知見を深め、指定管理者制度の適用の可能性を探っている段階でもございます。今後につきましては、民間事業者からのサウンディングをさらに進め、条件等が整い次第、必要に応じた条例の改正を再度提案させていただきたいというふうに考えておりますので、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げます。

2つ目の御質問についてお答えいたします。まず、現状についてでございますが、川中につきましては、御質問があったように、公募の結果、令和3年8月3日付で、特定非営利活動法人の認可を受けた寄地区の有志の方が中心となり活動されております団体「仂」が担うこととなり、現在寄地区の民間事業者の工場跡地においてまきの製造を開始し、町健康福祉センターの木質バイオマスボイラーでの燃焼テストなどを行いながら、まきの製品化に向けた準備を進めており、4月から納入開始を予定しております。

次に、まきの材料となる原木の供給、いわゆる川上の部分につきましては、松田町森林組合から納入していただいているだけでなく、地域から出る剪定木等の活用も図っています。また、町内に事業所がございます東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社松田制御所より、事業活動を通じた地域との連携及びSDGs、脱炭素化社会の達成への貢献として、エリア内の剪定木及び配電線付近の風倒木や支障木について、木質バイオマス燃料としての活用の御提案を頂いており、現在利用に向けた調整を行っております。さらに本年2月6日には、弥勒寺生産森林組合の会合の際、町及びNPO法人「仂」より、本事業の説明と今後の御協力をお願いをさせていただいたところでもございます。

続いて、支援のための予算についてでございますが、町内の林地から間伐材等の搬出、土場への原木の集積、及び木質バイオマス燃料への加工等を行うそれぞれの事業者への支援として、令和4年度一般会計当初予算に、木質バイオマス利用促進事業補助金として50万円を計上しております。活動に必要な資機材の整備等にかかる費用の2分の1を補助するものであり、令和4年度に新規で参入される団体を対象とするものでございます。今後は、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、今年度までの実績の検証等を行いながら、町内にお

ける川上から川中、川下までのサイクルの安定化を図ってまいります。

次に3つ目の御質問にお答えいたします。高齢化という点から申し上げますと、福祉課で策定しております第8期松田町介護保険事業計画の、令和4年1月末現在の65歳以上の高齢者数、1号被保険者の見込みは3,758人で、町内全人口の約35%に当たります。このような状況の中、町内全26自治会の自治会長さんの令和4年3月31日時点の年齢は、最年長の方が79歳、最年少が56歳で、平均年齢が68.7歳となっております。

さて、令和4年度において自治会の高齢化対策の予算といたしましては、令和3年度に続き側溝清掃の土砂上げに関し、高齢者が多く人手が足りないなどの理由で、土砂上げが実施できないという自治会に対しまして、町で現場を確認し、優先すべき場所から対処していくための予算を計上しております。新たな取組といたしまして、自治会長の中で御賛同いただける方を対象に、町からお貸しするタブレット端末のシステム使用料の予算を計上しております。将来的にはデジタル化に対応できる高齢者が増え、自治会内での連絡等をデジタル化することによって、地域全体の取組を効率化し、さらに地域のつながりや見守り活動にも広げてまいりたいというふうに考えております。

継続事業になりますが、高齢者を含め地域の課題解決の一助となる費用として、地域のコミュニティー活動支援費を計上しております。このコミュニティー活動支援費は、身近な地域の問題解決、地域にお住まいの皆様同士の親睦や交流など、地域づくりの様々な活動に対する支援費となります。また、令和3年度より、毎月自治会に配布をお願いしております広報紙を、タブロイド判からA4判へとサイズの変更を行い配布しやすくしたほか、チラシやポスターなどの全戸配布についても、月2回から月1回に配布回数を減らし、片面印刷のチラシについては、ほかの課の複数の記事を併せて両面印刷することで枚数を減らすなど、工夫して自治会の負担軽減に取り組んでおります。

今後も、自治会での高齢化が進むことにより、これまでと同様なことができない自治会が増えることが予測されますので、自治会長様からの御意見を賜り、歴史ある自治会活動を尊重しながら、行政ができる支援を行ってまいりたいと

いうふうに考えております。以上でございます。

10番 齋藤 お答えありがとうございました。それでは順番に再質問させていただきたいと思えます。

まず1番目、西平畑公園ですけれども、ここの、ちょっと今コロナでいろいろと問題起きてますけど、今現在、桜まつり等でもかなりのお客様も来られてるという現状は把握しております。このような中におきましてですね、たしか本当に観光協会が何かやるんだというような、前にその後の話をお聞きしたので、その辺は向こうから言ってくるのを待ってるのか、こっちからアプローチをしていかないのか、その辺の考えはどうなってるんですか。

観光経済課長 御質問にお答えさせていただきます。まず、桜まつりにつきましては、今現在開催をしております。2月の終わりの時点で、約、既に1万人の方が訪れていらっしゃいます。1万4,000人ですね、すみません。1万4,000人からのお客様が今、お越しになってます。この後、もうほぼ満開に近い状況ですので、この後も非常にお客様に来ていただけるのかなと、トップシーズンということになろうかと思っております。引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

2点目の、観光協会さんが指定管理について御意向を示されたということがですね、この質問の中にも書いてございます。やるということを公式にお話をなさったのかという部分に関しましては、令和2年のですね、12月3日のことかと思えます。陳情に関する、観光協会をはじめといたします皆様とですね、議員の皆様との意見交換会、こちらがあったかと思えます。私もその場に同席をさせていただきました。このときにですね、観光協会長としては、組織としての意向ではなくて、ひとつ個人の見解としてというお断りがあったように記憶をしております。観光協会としてやりたいという気持ちはあるけども、会長として個人の見解だというお断りがあったことを覚えております。

その後ですね、観光協会さんとだけ西平畑公園に関して相談をするというのは、やはり指定管理、いろんな公の考え方から見たときに、観光協会さんも一般社団法人であって、一の民間事業者さんであります。そういった意味からですね、町としては観光協会さんだけにこだわらずにお話をお伺いしていると。

ただ、観光協会さんと少しいろんな面でお話をするとはございます。そういったときにはですね、いろいろ課題はあると。例えば昨年度、桜まつりが開催できなかった。指定管理をすれば入園料が頂ける。これがまるで入らないですよ。こういったことを考えたときには、やはりリスクが非常に大きい。今の条例でいきますと、桜まつりの期間しか入園料を頂けない。例えば入園料があって指定管理を考えるにしても、そこに限定された場合に、やはり自由度がいろんな面で低くなるかなというようなお話は頂いたことがございます。ちょっとひとつ大きい答えにはなっていないかもしれないんですけど、積極的にアプローチという、ちょっと段階には至ってないということで御理解いただければと思います。

10番 齋藤 分かりました。ほかの業者も可能性はあるからということで、たしか以前西武造園さんでしたっけ。あそこ今、この地域だと小田原市のほうの委託を受けてる部分で、時々ちょっとお話も、私、伺ってたんですよ。小田原市のほうはちょっとお金を出してくれるのに、足りるのかどうかという心配をいつもされている、くれていますということを向こうが伝えてきたので、松田町が少なかったのかなって、自分なりに思っちゃったんですけども。なかなか指定管理するのに難しいのかなと思いますね。自走するまで3年ぐらい、普通は見えていたりしたりするんじゃないかなとは思ってるんですけど、その前のときはたしか5年でしたっけ。5年間、何か与えたというような。今はコロナで企業さんいろいろ大変ですけども、その辺もう少し企業が飛びつきやすいというか、ことをやっていかないと、なかなか来ないのかなと。そういったやり方、今後はどうのように考えていられます。

観光経済課長 いろいろ西武造園さんの情報も含めて、ありがとうございます。御案内かとは思いますが、指定管理の歴史の部分でありますと、今おっしゃられた西武造園さん、こちらにつきましては平成25から29年、5年間にわたってお世話になっております。その前はサンエーサンクスさん、これが20年から24年ということでございます。30年度からは直営をさせていただいておるということですね、当時のですね、この資料、収支的なものにつきましては昨年度ですね、

公園条例の御審議の際、様々な資料の御提供をさせていただきました。この中で指定管理をしてですね、じゃあ西部造園さんが一体どうだったのか。今言ったように指定管理委託料、これを毎年おおむね600万、600万円をお願いしておりましたが、西武造園さんとしての収支、これについてもマイナスであったということを御説明申し上げていたかと思います。具体的にはこの5年間ですね、今、単年度当たり400万から1,100万円の赤字があったと。やはりこういう中で非常に経営が厳しかった。ただ、条件は御案内のとおりハーブ館ということでやっていたいております。

今後その考え方といたしましては、先ほど少し申しましたとおりですね、今現在公園条例、修正の議決を頂いたルールがございます。このルールに基づいて、ただ公園全体を指定管理していただくことの可能性について、サウンディングを進めております。聞く中のいろいろな条件、こういったものをですね、よく加味して、また皆様に公園条例の改正を含めると、先ほど答弁あったようにですね、お話ができればと。当時、私の説明の中でですね、具体的なですね、活用方法、そういったものがなかなかお示しできてなかったと思うんですね。それが、例えばですけど、これ最後具体ではないですけども、サウンディングの中で聞いて、例えばこういう事業者がこういうことも言ってるよと、そういうお話があった場合にですね、例えば施設利用料が高い、いろいろなお話がありました。ただ、こんな活用方法を、例えばできますよ、そういう提案もありますよと言うと少し流れが、また御理解の仕方も変わっていただけるのかなと、私は考えております。つきましては、そういったものを蓄積してですね、またしかるべきときに皆様に御提案をさせていただきたいと、このように考えております。

10番 齋藤 分かりました。西武造園さんって今、横浜緑地化株式会社って名前が変わってますので、このちょっと公式の場だからどうなのかなと思ったんですけど。社名変わってます。

それと…それは置いといてですね、その頃のやり方等よく分かります。じゃあ、現在職員が運営されている中において、どのような状況下なのか。人件費

とかいろいろな収支。もう4年ぐらいやっているんですか、3年ですか。その辺の内容は何かあります、資料として。

観光経済課長 お答えさせていただきます。直営になって以降の状況がいかがかというお話かと思えます。まず、指定管理者時代の最後の年ですね、平成29年度。こちらにつきましては、公園全体の収支的なものを見た場合には2,200万円程度の持ち出しというか、赤字があったということでございます。30年度から直営に変わりました。30年度につきましては、おおむね1,800万のマイナス。令和元年度につきましては、本当微減ですけど、1,700万円、1,700万円ぐらいのマイナス。令和2年度におきましては、1,200万円のマイナスという計算が立ちます。これはですね、公園にかかるその歳入と歳出、全体のものを見たものでございますけど、令和3年度に関して、今年度ですね。これは桜まつりの今、入園料を頂戴し始めました。この部分が大きく要素としては出てきますが、当然その桜まつりの入園料を頂くということは併せて徴収の委託とか、いろいろ人件費のほうもかかっております。そのバランスの中で、当然昨年度よりは大分下に圧縮ができるものというふうに見込んでおります。

これ、今申し上げているのは、ただ全ていわゆる一般会計の人件費を除く部分ですね。職員の人件費という要素はこの中に今含めておりません。それが入ると、やはりここら辺というのはまたちょっと大きくなるのかなというふうには考えてございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。2,200万円の赤字から1,200万円といっても、フル営業じゃなくなってきましたよね。営業日数が少なくなって、そういう部分で赤字が少なくなってきたと。それだったら、営業しなきゃ0円で済むじゃないかって考えちゃうところなんですけど。ただ、町民の憩いの場等もなっていますし、観光の主力な部分としてもなっていますよね。ですから、何らかの策を練っていかねればいけない部分だとは思っていますよ。

それで、先ほどちょっと例題に挙げちゃいけないんですけど、横浜緑地化のところ、小田原フラワーガーデンというところを運営しながらやっているんですけど、あそこは四季折々の花が季節ごとに咲いてくるんですよ。ここは

どっちかといったら桜一本じゃないですか。桜は日本人を動かす一番の花だということでもいいんですけど、2番目がイチョウとかモミジとかという、何ていうんですか、秋に色が変わってくる、ああいうもので人が動く2番目だということなんですよ。ですから、その辺、そのやり方として、今、町がやってるなら、花祭りのようなことが、今、人を呼んでますのでね、その辺の季節対応をもう少しできるようにしたほうが。正直言ってハーブで人がなかなか来ないのかなって考えるんですけども。どこか山中湖辺りにどこか、河口湖かどこかにハーブ館みたいのありましたよね。あれ多分、今あるのかどうか分からないぐらいの。確かに特殊なものなんですけれども、ハーブ館という名前だから仕方ないのかもしれないんですけど。仕掛けとしてその辺の、たくさんの花、季節ごとの仕掛けをされたほうがいいのかと思うんですけども、その辺はいかがなものでしょう。

観光経済課長

御提案ありがとうございます。四季折々という意味合いでは、やはり年間通じて多くのお客様に来ていただく仕掛けとして、お花の関係をですね、どう考えるかというのは非常に考えていきたいところではあります。ただ、今、ガーデンもですね、これ本当ボランティアさんの力でですね、非常にきれいに整備していただいて、お客様を迎え入れるように、いろいろ工夫をしていただいております。どうしても専門家というふうにはいきませんが、本当気持ちのこもった整備をしていただいておりますので、ガーデンもそういった状況にございます。

あと、全体通してのイベント、集客という意味におきましては、きらきら…夜のイルミネーションですね、あの時期にも多くのお客様に来ていただいておりますし、また、ハーブフェスタと、最近大きく銘打つことがあまりなくなってしまっているんですけども、そういったもの。プラスして、近隣では今、コキアの里にも大分お客さんが来ていただくタイミングでですね、いろんな仕掛けを、公園としてもこの1年、少しトライをさせていただいてます。でも、なかなか大きくその桜まつりのようにですね、お客さん来ていただくことはかかっていないというのが現状ですね。ただ、バランスとしてはですね、公園条

例の審議のときにも話がありましたけども、やはり時間軸の考え方、夜間ですとか、あのすばらしい場所、眺望だというお話も頂いていました。やはりそこを生かす仕掛けというのを考えていきたい。考えるに当たっては、先ほど言った条件を整理して、やはり指定管理を一つ目途にしていきたいというふうには考えてございます。募集に当たりましてはですね、今おっしゃっていただいたように、ずっとハーブで行くのか、こういう議論もあると思います。そこも踏まえて、また指定管理の募集、また条例の必要な改正、こういった内容を考えていきたいと思っています。

10番 齋藤 分かりました。ハーブ館という名前だからハーブは置いとかなきゃいけない部分だとは思いますがけれどもね。

あと、じゃあ、どうやって人を呼ぶか。食べ物。この食べ物は人動きますよね。こういったものの仕掛けをすべきじゃないのかなと思います。また、人を呼ぶために、この前、改修工事たしか行ったんじゃないかなと思うんですけど、あの辺の状況はどのようになっているのでしょうか。

観光経済課長 今、2点頂きまして、まず1点目の食べ物の関係でございまして。今、桜まつりについてはですね、この現下のコロナ禍の状況を踏まえまして、飲食ができない形でイベントをやらせていただいています。ただ、ずっとこの状況が続くわけでもなく、どこかでやはりチャンスを見て、飲食の関係というのも仕掛けとして考えていかなければいけないと思っています。

そういった中では、これは本当先の、先々の話で、担当の頭の中ですけども、ジビエの関係もございまして。処理加工施設ができて、やはり商品化もできるという話になったときにですね、一つ核になるような要素じゃないかというふうにも考えておりますので、いろんな条件を整えればですね、そういったこともトライしてみたいと考えています。

あと、改修の件にも御質問頂きました。大きくは今2点やらさせていただきます。御案内のことと存じますが、まず、駐車場の機械化をさせていただいたのが1点。あともう1点は、ハーブ館のですね、大分傷んでいる部分とか、いわゆるガラス面大きいですよ。遮熱の効果を高める遮熱のフィルム、

そしてレストラン。今、ちょっと展望台としか今使ってないんですけども、使えてないんですけども、レストランのところからの展望がなかなか見づらいということ踏まえまして、床のかさ上げ、主立ってはいったことをさせていただきました。今年度はこういったことをごさいます。

10番 齋 藤 分かりました。改修に当たってはですね、ハーブ館の床を上げて外見えるようにして。でも、あれ、夜営業して、夜景を見ながら、若いカップルが来られるようなぐらいの仕掛けのほうのいいのかなと思うんですけども。それとか、あとこの駐車場の機械化ですけど、今やられてますけど、結局何か老人の方たちの車の指導みたいのがいるんですけど、あそこにかかる費用というのは機械化しても変わらないということですか。機械化分だけ余分に出てるといように見えるんですけど、その辺はいかがなものなんですか。

観光経済課長 じゃあ、1点目、レストランの夜間営業、これが本当目指すところですよ。あの眺望と、ムードたっぷりの感じになれば最高だというふうに私も思っています。ぜひそういうタイミングに向けて進めていきたい。

あともう1点、今、機械化をしてるけども、桜まつり期間中、シルバー人材センターの方に御協力を頂いております。機械ができて、全てシルバーの方にいなくなってしまうということができないのはですね、どうしてもそのバスの関係の、桜の関係ありますよね。その上・下と、やはり混乱を避けるためという意味合いで今はやっています。ただ、これが通年というわけではなくて、各週末において今までシルバー人材センターの方に来ていただいていた部分というのを、これからは機械化でしっかりできる部分というのが、相当期間あるというふうに御理解いただければと思います。

10番 齋 藤 分かりました。入り口の下にこのガッちゃんつけたほうがよかったんじゃないかなって。下で待たして。下にいけば、下に1人、2人置いて、上と、人も少ないのかなと思ったもんで。絶対このバスは、だって、桜まつりやっていく以上必ずあることですよ。それはそれで新たな、新しい夜景が見れるような仕掛けをぜひともしていただければと思います。

次に移ります。2番目のエコシステムの件ですけども、有志がやろうとし

て出来上がった、この竹ですか。これで剪定の枝とかも今後これを使っていかれるというふうにお答えが出てるんですけども、これらはどこで集めて、どこに保管しておくようなお考えなんでしょうか。

環境上下水道課長 剪定の枝につきましては、まず、今、竹の団体が一般の家庭にも声をかけています。ロコミで広がってますんで、一般の家庭で出ました木の伐採等もありますし、それ以外にですね、生産森林組合のほうにも徐々にお話をさせていただいて、いろいろなところからそういうふうな枝なども出るような形でおります。その出たものに関しましては、いわゆる三角地というところに持ってきていただいて、そこで仕分けをしたりしながら、物によってはまきの形にするように小さく切るというような形に流れとしてはなっております。以上です。
(「ちょっと待って、補足。」の声あり)

町 長 剪定、枝じゃなくて剪定木。木です。だから、枝の…枝の分は、もうそんなのはバイオマスの燃料になりませんので。要は庭で切った木というものの、ある程度大きさ決めたものを入れて、そこでまきにできる範囲ということが前提です。以上です。

10番 齋 藤 ちょっと大きめの木ということで。これを竹さんに持って行って、そこがまた切るんですか。そういった流れですか。

環境上下水道課長 先日2月の20日頃にですね、町の森林組合さんから約800本の木の納入をさせていただいております。それが、今、三角地のところに持ってきていただいて、今、知ってられる方は、すごくきれいに800本が置き積みにされているというような形になりますので、その場所に納品するときに、その三角地の中に車を入れて、下ろして、そこに積んであるというような状況でございます。

10番 齋 藤 三角地って…(私語あり)どこ。(私語あり)じゃあ、そこに、下の人も持っていかなきゃいけないということですね、切った枝を。枝というか、木を。分かりました。その辺は町民に周知はされてる部分、何か出したんですか。

環境上下水道課長 今のところ町民に対しては特に周知はしていないんですが、寄の地域の方にはその竹の方がですね、いろいろと説明をしたりという機会を設けて、できるだけ広めていきたいというふうには話を聞いております。

10番 齋 藤 分かりました。でも、町民に早めに知らせて、こういうこともできるんだよということをやられたほうがいいのかなと思いますので。それと、町内でね、品物を作らして、切らして、まきにして燃やして、お風呂で使って、こういう循環とてもいいと思うんですけれども、町内でお金を回していくという。これはほかに何かこの後第2弾的なものはお考えになっているものあるんですか。

環境上下水道課長 これはこのバイオマス事業でということによろしい…あ、違うことで。（私語あり）ちょっとそれは政策的なことをございますので。すみません。（「政策推進課長、何かないんですか、第2弾。」の声あり）

町 長 御質問のですね、要は町内での要は経済循環という、そういう御質問だというふうに思ってますので。まさに今回の、令和4年度の予算の中にSDGsの事業について、やっぱりいろいろ、何ですかね、マッチングをとにかくしていこうと。困っている人を助けたいという人と、そういうふうに行っていこうと。そこに対して、可能ならばやっぱり地域通貨といいたいまいしょうかね、デジタル通貨みたいな形で、今、よくネットに書いてあるのはまちコインとかというのがあったりとか、たしか小田原では「おだちん」なんて言ってますよね。ああいった格好で、一つの事業…一つの協力したことに対するポイント制度にしながら、地元でやっていただいたことが地域に、経済に回ってくるとか、そういった仕組みにはしていきたいというふうに思っています。それはなかなか具体的にやるってなると、今回モデル事業にちょっと手も挙げましたけども、そういったのにヒットすると補助金が当たるとかというふうなことになりますけどもね。単体ではなかなか難しいところもありますけども、でも、そういった部分を令和4年度の予算を使って行っていこうということで計上しているのがそういった内容にもなりますので。以上です。

10番 齋 藤 町長お答えありがとうございます。今のような、次々と新たな循環システムをね、組み立てていくことが町内でお金を回していく。だからこの町住んでみたいなって、いろいろ定住化を求めているこの町でもありますし、そういう仕掛けをされたほうが面白いと思うんですよ。その辺はぜひともいろんなものにチャレンジしていただきたいと思いますので、お願いします。

3番目いきます。自治会の件ですけれども、たしか…めちゃくちゃ高齢化してきて、なり手がいないというのが現状です。それでやめてしまっているところもあると。その辺で、先ほど軽減化はタブロイド判をA4にするとか、配布回数を減らすとかってありますけど、結局やらなきゃいけない部分なんで、その辺を考えると、もう少し違う方法が何かないのかなって、ふと思うんですけども。また、いろんな町…自治会の中にですね、町からいろいろ協力を依頼しているものがございますよね、環境美化ですとかスポーツ推進だとか。それらに条例上で払ってるものと、条例じゃない部分でお金払ってる部分もあるのかとは思いますが、その辺は何か1枚で分かるような表みたいのはあるんですかね、まとめた表みたいのは。どうですか。

総務課長 すみません、齋藤議員の質問にお答えします。今現在ですね、条例上は松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのがございまして、そちらに今おっしゃられた自治会長であったりとか、環境美化推進員さんとか、それからスポーツ委員さんの報酬の一覧表はございます。ただ、今それ以外に何か特別に払っている何か手当はあるのかというのは、そういうのはないので、あくまでもうちのほうで管理しているのは条例上で報酬一覧という形だけでございます。

それとあともう1点、今、町長の答弁でいろいろお話しして、もっと…もう少し違う方法でないのかという中で、一応来年度、これからの予算審議やっただく中で、来年度の予算の一つとして、タブレットを自治会長様に配付させていただいて、一応その中で町と自治会のやり取りをさせていただくことで負担軽減を図っていきたいと考えておりまして、行く行くはその自治会さん…会長さんにお渡ししているタブレットがアプリケーションで各自治会員さんとのやり取りにも使えて、例えば回覧板であったりとか、そういうのはもう回さないで、そのタブレットでアプリケーションをダウンロードして見ていただくような形で行く行くはできたらということで考えております。以上でございます。

10番 齋藤 お答えありがとうございます。今、最後にタブレットのお話もされましたの

で。これ予算組まれてますけど、今、多少皆さんスマホとか高齢化の人たちがやり始めたんですけど、タブレットで対応してやっていくということは、Wi-Fi環境を持ってこないとなかなか難しいのかなど。大量の画像等を流していくわけですから。今、ここの松田にちょっと5Gがどこまで飛んでるか分からないんですけども、大量の情報データを流すには、もう5Gだったら一瞬のうちに流れていく。そういったそのWi-Fi環境も、自治会長にこれタブレット渡したら、そのところにWi-Fi環境なかったら、それをつけてあげるんですか。Wi-Fiのお金も用意されるのか。その辺はどうなんですか。

総務課長 すみません。取りあえずまず令和4年度のイメージとしまして、取りあえず今回のそのタブレット配付につきましては、各自治会長さんにお話しさせていただいて、取りあえず当面のタブレットに伴うシステムの使用料は見ますけど、例えばそのWi-Fi環境であったりとか、そういうのは一応考えておりません。あくまでも今回は初年度で全部皆さんにやっていただくというのじゃなくて、初めは御賛同いただける自治会長様を中心にやって、3年ぐらいの計画で全自治会長さんのほうに配付ができたという形で考えております。

10番 齋藤 直接そこに通信システムが入ったタブレットを渡すのか、Wi-Fiでしかできないものを渡すか。直接通信も必要に、そのギガ数どのぐらい使うかによってお金変わってくる部分があるし、Wi-FiにしたらWi-Fi、3,000円ぐらいから5,000円とか、一般家庭で光回線引かなきゃいけないと思うんで、その辺でお金かかってくるんですけど、それタブレット使わない…どうですかって言って、環境なかったらつけなきゃいけないじゃないですか。多少その負担してあげないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、その辺をもう少し、いかがですか。

総務課長 すみません、ありがとうございます。まず、このタブレットのほうにつきましては、一応令和4年度にやらさせていただくというお話の中で、もう3年度から事前に自治会長連絡協議会の皆様のほうと、役員さんのほうとお話をさせていただいておりまして、その中で、あくまで協力してみよう、やってみようという有志の自治会長様、御賛同いただける自治会長様を中心に、それから広

げていきたいというのがまず考えでございますので。今、議員がおっしゃられたような課題、いろいろ出てくると思います。W i - F i がどうか、通信料見てあげなきゃいけない、そういうふうな課題も出てくると思いますが、それは今後のその運用をしていく中でそういうのも検討して行って、最終的に全自治会長様のほうにやるときにどうするかという方向性で考えていきたいと考えております。

10番 齋藤 試験的にやられていくのかなとは思んですけど。そのアプリケーションも、タブレットがi O Sなのか、アンドロイドでやっていくのか。今、大きくその2つぐらいかな、O Sが使われているのが。両方作るのか。それぞれにまたいろんなお金かかること出てくると思いますが、その辺はいろいろと検討されてやられていただきたいと思えます。

それと、その自治会のほうで高齢化してなかなか難しくなるというので、あと若い人たちも自治会活動、あまり進んでやらなかったりというのも。今、家庭で家族と一緒にいるとか、週末に会議やるとか、日曜日に会議やるとかって。今、若い人たち趣味を持ってるじゃないですか。そっちに行ってしまうたり。また、先ほどのお金の件なんかでも、環境美化なんかですと、1万6,000円ぐらいでしたっけ。スポーツ推進員が3万円ぐらいでしたっけ。環境の人たちにちょっとお話聞いたんですけど、ごみを出すときに毎日…毎回出ると言うんですよ。週に3回ぐらいのごみ収集日があって、それを1年間やってって1万6,000円という数字があるじゃないですか。スポーツ委員はスポーツ委員でどのぐらいやられているのか分からないんですけど、一日仕事になると思うんですけど、スポーツやったら。それで3万円幾ら。お金の問題じゃないんですけど、若い人たちをもう少し引き込むことにとっては、その辺のお金の見直しとかされて行って、今、神奈川県って最低賃金が1,040円なんです。毎年上がってるんです。若い人たちはまだ仕事持ってますし、じゃあ、会社休んで行けるかといったらなかなか難しい部分もあるし。パートの、じゃあ奥さんが代わりにやるのかといったら、パート代をやめてそこに行くのかと思うと、その辺、なかなかボランティア感覚で皆さんやっていただいているんでね、

なかなか言いにくい部分なのかなとは思いますが、その辺をもう少し見直しを考えてあげたほうがいいのかなどとは思いますが、今後の課題として、その辺のお考えはいかがなものなんでしょうか。

総務課長 ちょっと報酬の値上げ等についてということでございます。総務課のほうで先ほど申しました松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのは所管してるところでございますが、各委員様の、委員さんの報酬額につきましては、それぞれ各課の中でそれぞれの職務の内容によって報酬額が決まっているような形でございます。こちらの報酬額につきましては、総務課のほうでまとめて上げるのではなく、各課のその業務内容に応じて各所属の委員さんとそういうふうなお話が、例えば職務内容がこうだからこうしなきゃとか、こういう要望があったからという形で、そこで初めてその検討をしたりとか、そういうような形になりますので、今おっしゃられた、すみません、環境美化さんのこの報酬というお話でございますが、今現在その業務内容等に沿った形での報酬体系だと理解しておりますので。今後その値上げというのは…ちょっと私自身では、ごめんなさい、何とも申し上げられないところでございます。

10番 齋藤 各課に分かれてるって、それが行政の縦割りの仕事なんですよ。その辺、誰が判断して基準をつくるのかよく分からないですけど、環境美化なんかこれ福祉課ですか。あっち。まちづくりね。そういった各課でばらばらな感じなんで、それを一つにある程度把握できるようにしていくことが、町民も理解しやすいし、一緒に。決してお金のことじゃないですけども、ボランティアでやると、自分たちのことだという認識を持たせるためには、とても必要なことかなと思うんですよ。あと若い人を巻き込むためにも。その辺をもう少し考えていただければ、こういった協働のまちづくりを来年度予算に町長は盛り込まれた中において、住民を巻き込みながら一緒にやっということができるんじゃないかなと思うんですよ。各課に任せてるじゃなくて、それを一つにちょっとある程度まとめたやつ、もしできたら表を頂ければと思いますけれども、今後の参考のために。後で構いませんので、その辺をひとつよろしくお願ひし

て質問を終わりたいと思います。終わりです。

議 長 以上で受付番号第5号、齋藤永君の一般質問を終わります。

受付番号第6号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 受付番号第6号、質問議員、第5番 田代実。ただいま議長から許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。件名、環境と農林業を守るため、ジビエ処理加工施設の有効利用を！

要旨。足柄上郡5町の広域で整備されるジビエ処理加工施設は、令和3年度に予定していましたが、建設資材の高騰により財源不足となり、令和4年度に繰越しすることになり、厳しい状況にあります。しかしながら、この足柄上郡の環境と農林業を守るためには大切な整備事業であり、完成後の有効利用が大きなポイントと考えますので、次のことについて町長のお考えを伺います。

(1) 今回の繰越しによる財源確保についての上郡4町との調整内容。

(2) 施設整備後の管理運営と財政支援。

(3) 地域の特産品として鹿肉や猪肉の販売に関する支援。

以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 田代議員の御質問に順次お答えをいたします。松田町ジビエ処理加工施設はニホンジカやイノシシが及ぼす農作物被害の抑制、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の広域的な課題を持続的に解決することをもって、ジビエの利活用を図ることを目的に設置する施設でございます。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。財源確保の調整につきましては、まず国交付金ではありますが、資材高騰等の事情により、繰越しが可能となりました。それでも事業費の増加による一般財源の増は大変厳しい状況であるため、国へ御相談を申し上げたところ、新たに令和4年度国交付金事業の活用可能性を示唆され、現在申請に向けて鋭意調整中であります。

また、足柄上郡4町との調整につきましては、昨年11月に締結いたしました松田町が設置するジビエ処理加工施設に関する協定及び松田町が設置するジビエ処理加工施設に関する協定書第4条第2項に基づく負担金の額等に関する覚書の変更を協議しており、今回の補正第11号に係る情報共有について、現時点

での特定財源の確保について調整中のことや、今後執行にて資材高騰の影響緩和を視野に、工期に余裕を持たせることで事業費圧縮も目指していくなどの要素もあることをお伝えし、最終的には御負担いただく額については決定した事業費にて精算することに御理解を頂いております。

同協定書における施設利活用、有害鳥獣対策負担金は事業実施年度の実績に基づき精算し、その翌年度から5年かけて御負担いただくことと定めておりますので、今後も連携を密に調整を図ってまいります。

なお、協定等の一部変更については、一度合意を頂いた内容であります負担の割合や算定の手法に変更は加えず、年次を1年遅らせることと協議しているところでもございます。

次に2つ目の御質問にお答えいたします。本件施設の管理におきましては、根石地区の皆様方と結んだ覚書等の約束を遵守してまいります。

運営につきましては、一般的な施設が個体を買取る方式ではなく、捕獲者自身が施設を利用して処理を行い、自らがその肉を保有し、販売等を行う方式と考えております。本施設の設置管理条例を提案した際の御審議において、衛生面の確保や販路の確保について様々な御意見を頂戴いたしました。食品の処理、加工する施設として、あってはならない生命や健康被害に直結する事項等であることから、保健衛生面の講習等を必須とする登録制とし、国のガイドライン等を遵守して安全確保の徹底を図ってまいります。

また、施設管理につきましては、当初は施設管理委託を視野に入れておりましたが、現在は業務委託にて検討・調整を進めております。特に本施設に関しましては、有害獣による被害を被っておられる農業者に最前線で寄り添い、活動されている猟友会との連携が不可欠であると考えているため、足柄上猟友会の皆様とは2回にわたり情報共有、意見交換を行ってまいりました。お互いに初めてのことであり、広域で進める本事業に関し、様々な不安を呈されていることもありましたが、この施設の運営を通じて、高齢化する猟友会を未来につなげることができ、地域の農業、森林環境を守っていくことにつながる必要な施設であるとの、力強い前向きな御意見を頂いております。シカやイノシシを

実際に搬入する際の調整や、施設の管理が主たる業務になると思われませんが、今後も施設運営スタートに向け、さらに詳細に調整を図ってまいりたいと存じます。

財政支援につきましては、施設運営を町が委託する形になりますため、基本的には受託者に御負担をおかけすることはないと考えております。また、同運営費の財源につきましては、広域の協定書に定めましたとおり、均等割、捕獲割に応じて、足柄上郡5町で負担していくこととなります。

3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。まずは食肉として質の安定・向上、量の確保などの課題もございますが、販路に関しましては、本町のみならず、広域で取り組んでいることのメリットを生かすことが肝要と考えております。足柄上郡5町の商工関係、観光事業にジビエの需要があるとの声も届いております。また、JAかながわ西湘さんからは、朝ドレファーマミなどの農産物直売所での販売はもちろんのこと、小田原や箱根地区の飲食、観光関連事業者からのニーズもあると聞いております。猟友会さんとの意見交換では、例えば足柄ジビエなどの特産品にしたらどうかなどの御意見もありました。さらに、現在開催中であります桜まつりなど、イベント時には多くのお客様が来園されますので、こうした際に提供することも可能ですし、各町のふるさと納税の返礼品になることも考えております。将来的にはジビエ認証の取得も視野に入れた施設となります。施設の利活用の状況や御利用される方々の意向等を踏まえながら、質の向上、付加価値の高い肉の処理加工を目指し、5町一丸となって支援してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございました。それでは疑問点について随時質問させていただきます。

その前に、議会広報に、ここに出てるんですけども、一般質問については町長等の執行者に対して町行政の事務事業等の執行状況や政策方針などを聞くことが一般質問ですということですので、計数、小さな問題については担当課長にお伺いします。大きな問題、政策的な問題は町長にお尋ねします。そのようなことでよろしく願いいたします。

では、1点目の質問です。令和3年度一般会計補正予算（第11号）、4ページに第2表繰越明許費。ジビエ処理加工施設建設に要する経費ということで、390万ここに、柳澤課長、計上されてますよね。あ、3,900万だ。失礼、失礼。当初、令和3年度当初予算3,000万に対して、このたび資材の高騰ということで、落札しなかったということで、補正第11号で900万増額されて、令和4年度に繰越しとなっております。当初予算、去年の当初予算では3,000万の財源、これのうち、国の交付金が992万。県の市町村自治基盤強化総合補助金、これが1,036万です。合計、国・県の特財合計2,028万、総事業費の3分の2が国・県の特財になってます。残りの額、おおむね3分の1、972万が松田町をはじめとする上郡4町の負担ということで、上郡4町から後年度負担になりますけれども、起債も含めておおむね3分の1が一般財の負担と、このように私は理解しております。今回の補正第11号で増額分900万に対して、予算上は県支出金は793万2,000円、これが減になっています。一般財は逆に972万増の1,693万2,000円。3,900万のうち43%が一般財が負担しているという多分計算になると思います。1月のたしか26日の全員協議会で、県補助金は一時取り下げると。国庫は繰越しするというふうなお話で減になってたと思います。

そのようなことから、私が今伺いたいのは、3,000万のときの財源はお伺いしています。今回3,900万になったときが、入れ繰り、これから県補助金がまた再申請して認めていただけるというふうな見込みの中で、大ざっぱで結構ですから、国が繰越した992万に対して工事が増えたから、増額するのかわらないのか、増額になるのか。県補助金も同様に増額していただいて、国・県の特財が増えるかどうかと。あとは、一般財は5町の負担も含めてどのくらいなのかと、その辺についてまず回答をお願いいたします。

観光経済課長

それでは、事業費及びですね、財源の関係について御説明を申し上げます。議員が今おっしゃっていただいたとおり、繰越し総額が3,900万ということで、900万円の今回増加分がございます。1月の26日の全協であったかと思えます。そちらのときの計数については今御説明を頂いたとおりでございます。

その後、今回3,900万円に対してというところに関してですね、まず、順番

に申し上げます。国の鳥獣被害防止総合対策交付金、これが992万でございましたが、この後に交付決定がございました。いわゆる、これはもう確定でございます。1,091万2,000円、交付決定額が1,091万2,000円です。こちらについては国のほうも繰越しをお認めいただいたので、財源としては確定をしておる部分でございます。同じく、その国の交付金の中でですね、今言ったものが繰越しをさせていただく部分。ところが、900万円増加という大きい増がある中でですね、財源について国に相談した中でですね、今現在まだ要望の段階でございますが、今申した国の同じ交付金でですね、令和4年度の申請を450万円。したがって、国交付金の合計が1,541万2,000円となります。国の合計が1,541万2,000円となります。

続きまして、県の補助金の自治基盤の総合補助金のほうでございます。こちらについては最終的に繰越しができないということから、1,036万円を見込んでいたという、1月26日に説明を申し上げましたが、これが繰越しができない。令和4年度に新たに申請をさせていただきます。そうしますと、これまた今現在ではですね、大きくその1,000万円ということを見込んでおります。そうしますと、国と県の特財の関係が合わせまして2,541万2,000円となります。またですね、そうしますと、一般財源でいく分はおおむね1,400万と。

あと1点だけ。今申し上げた令和4年度の申請分はあくまで制度上でございます。つまりは、最終的に内示決定の中で減額等の可能性もあるということでお見込みください。

5 番 田 代 丁寧な説明ありがとうございました。要は、事業費が増額になって、財源が厳しい状況の中でどれだけ国庫を取れるか。その辺の確認で、これが全然今まで頂いた資料で見えてなかったんで、確認ということで。先ほどお話のあった令和4年、再度450万増額要望するというので、その姿勢、誠意はよく理解いたしました。ぜひ取れることを期待しております。いずれにしても、特財で1,541万ですか、半分以上確保をできてるんでね、非常に努力されてるのかなというふうに感じております。1点目の質問についてはこれで終わりにさせていただきます。

続いて2点目です。管理運営について、先ほど町長の答弁で、指定管理者の導入がまだ見えないということで、当面は委託方式ということで、133万円を予算で計上されています。まずこれの積算内訳。どういうふうなことでこの133万なのかなど。それと、あとね、加工施設の光熱水費が、私が見た限りではこの環境対策費の中に入ってないんですよね。だから、この辺についてどうなのかね。この2点について初めにお願いします。

観光経済課長 まず、管理にかかる経費でございます。この内訳につきましては、前回その条例の…新規で提案させていただいたとき等にですね、御説明を申し上げておりました。年間で266万円かかりますという中で、今回併せて提案しておりますその施設の稼働時期というのが年度当初からにならないという中で、これの半分を見させていただいたということでございます。

もう1点、光熱水費が入っていないことに関しましては、今現在、この費用全体を一くくりにしています。まだその指定管理か業務委託かというところでは、今、業務委託をベースに話を進めておりますが、管理の形態というのを、ちょっと手法を凝らしながら御相談をさせていただきたいということで。この中には光熱水費にかかる部分も含まれております。

5 番 田 代 確認させてください。年間266万施設管理がかかると。今回はその半分、すぐ完成しませんから、半年後に完成。半年間で半分の133万。この中に光熱水費も含んで一応見てると。あと、この件についてはまた団体と相談させていただきたいと、そういうことでよろしいですね。

これから先のことなんですけれども、ジビエの販売が始まって、軌道が乗るまである程度時間かかると思うんですけれどもね、担当課長としては今のこの委託方式でどのくらい様子を見られるのかね、担当レベルの考えをお知らせください。

観光経済課長 今、担当レベルというふうにおっしゃっていただきましたので。大きいスケジュールとしましては、年度の後半にかけてはですね、10月、11月ぐらいには施設をオープンさせたいと思っております。販売というよりかですね、まず広域でやることに関してのルールと講習、これは開館前からやらせていただき

いと思っておりますが、施設ができないとそこを使つての講習の関係もあります。本格稼働というのがすぐのそのオープンと同時にできるかという部分もあります。そこを踏まえて考えますと、年度のどうしてもお尻のほうまでいくかなと思っております。

販売に関しては、あとはそのシーズンごとの持込みをどれぐらいしていただけるかという部分、あとは、広域でやっていくときのほかの町の御理解がどこまで、今、予定数はございますけども、それが本当見込みどおりに持ってきていただけるかも含めて、販売というものが可能になっていくかは相談になろうかなと思っております。いわゆる、販売に関しては今年度きっちりスタートできるかというよりは、試験的に始まって行って、来年度にはいろいろな波に乗せていきたいというのが大きい流れかと考えております。

5 番 田 代 確かに難しいと思います。少なくとも一、二年様子見が必要なのかなと私は感じてます。

そこです、今度は政策的なものなので、町長にお尋ねしたいと思います。昨年12月2日、ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例、これを審査するために産業厚生常任委員会が上郡の猟友会の方を参考人として招致して聞き取りを行いました。そのときに私、傍聴させていただいて、前回の12月の一般質問でも若干触れたんですけども、時間の関係で、今回少し、これについて詳しくお話ししたいと思います。

その際、出席していただいた長老格の方から、県のシカに関する管理捕獲、殺処分したシカの肉がクマの餌になっていると。一部のクマは肉食化して里山に現れるようになっているのは、この辺に原因があるのではないかという一節を投げかけられて、私はそれ聞いたときに本当に怖かったです。私自身も松田山の奥のほうに林がありますので、ある程度定期的に入り込んでるんですけども、すごい恐怖感を感じました。

そこで町長にお話ししたいのがね、管理捕獲によって殺処分したシカは県の指導では埋設ということで、現場ではそうは埋設できないです。うっすらかけるぐらいです。そのシカをクマが餌にしているという長老格の方の話です。管

理捕獲をして殺処分したシカ、これをね、私、提案したいのが、ジビエ処理加工施設に持ち込めないかというふうに考えています。場所でいいところの捕獲ではないケースも多いんで、大変なこれ労力が必要です。でも、一方で、猟友会の方の話とか、地元の方の話だと、シカもイノシシも、今、頭数が減ってるというふうな話も聞いてます。これからはジビエ加工処理施設ができた後の運営が非常に大事になると思います。量を確保して、よい肉を売って地域の特産物としてくというサイクルが目的です。

そのような中で県の超過課税、通常水源環境税ということでいろいろお話しさせていただいたことあるんですけど、その水源環境税、県の超過課税を財源に森林整備、そういったものがある程度充てられていると思います。そのお金の一部をこのジビエ加工処理施設に県が指導で、県の指導で殺処分したシカをこちらに運搬する。その労力について、大変な労力ですから、例えばこの数字がよろしいかどうか分からないですけど、この財源がよろしいかは分からないんですけど、水源環境税、こういったものをそれに充ててくれと、そういったことで環境を守っていくと、そういう提案を同じ被害を受けてる地域の首長さんと連携して県に要望していくと、この考えについて、町長のお考えをお伺いします。

町長　そうですね…そうですねというか、以前に質問もらったときに、まさにクマの話が出て、すぐ県政センターのほうに連絡をし、また、山北の方からのお話だったということで、湯川町長からもお話を聞きました。ある程度県が把握していることについては、そのクマの話ですけどもね、掘ってまで食ってないというような話をされてて、くくりわなにでもかかったやつがどうもやつつけられてたというかね、という話をちょっと伺ったところも当然ありました。

ただ、まさに、田代議員言われるようにですね、猟友会の方々にもやっぱり御負担はかけ過ぎちゃいけないと思いますけども、やっぱり理想論だけ申し上げると、やはり個体をやっぱり現場に置いておくというよりも、やはりそれを…要は肉にならない小っちゃいやつもありますからね。そういったものも含めて、場所はちょっとその場所がいいかどうかというのがありますが、全ての部

分をやっぱりちゃんとした処理方法で処理をしていかないと、こんな話もありますよね。豚コレラの話が出て、やっぱそういった格好で埋めてきて、それがどんどんひどくなってくる。でも、県の姿勢としては埋めてもいいよと言ってる分に対しては、それいささかどうだというふうな首長も一部いたりとかされているのはもう承知も、私もしてますので、その辺りはですね、まずは理想論をとにかく突き上げていった場合に、その財源としてどこが使えるかといった部分での一つの方法としては可能性があるのかなと。ましてや、なければ、広げてもらうような動きをしなきゃいけないというのは考えているところもありますので、この辺はまた皆さん方の周りの首長さんの考えもありますのでね、調整してまいりたいというふうには思っております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。前回もちょっとうっすら触れた関係で、今回財源問題についてちょっと深くこれからいろいろ町長と議論したいので、前段として今の質問をさせていただきました。そのときに前向きに取り組むというふうな回答を頂いているのは承知しております。

核心の部分がこれからなんです。今回の当初予算、説明資料の中に、ナラの、ナラ枯れ対策事業、これが60万で計上されているんですよね。国・県の補助金が45万、4分の1を町が15万。内容について、私これで、先ほどのクマ対策ということで、ナラ枯れが原因だということもいろいろ聞いておりましたのでね、早速対応していただけたのかなと。よく読んだら、道路沿いや家屋に隣接する場所で、ナラ枯れによる枯れた枝が倒木となって、枝が折れたりだとか、危険が高い樹木について伐採及び病虫害の駆除実施となっているんですよ。前回の質問の中で、クマのやり取りの中で、ナラとかコナラ、ブナ、そういったものが山の中で枯れてきてると。それで、そういったものを県のほうの水源林整備では、新しく植栽するよと。また一方では、こういったものを、枯れているのを改植して、少し伐採しないと、やはりクマが出てきたりだとか、あとはシカでもイノシシでもそうだと思います。山の中に豊富な餌があればそれほど里山にも出てこないという考えがあります。

あと一方で、これに対して、数年前からだと思います。石井久さんが経済参

事をやられているときに、国から森林環境譲与税ということで、7年ぐらいかな、ずっと継続していただけるんで、それを単年度で消化するのではなくて、基金として積み立てて、ある程度な額になったら計画的に森林整備を行うんだというふうに聞いた記憶があります。これについて、今度は担当課長、柳澤課長にお伺いします。何年に始まって、今現在幾らなのかと。今回530万が計上されてます。令和4年度の予算で。令和4年度の末には積立額がどのくらいになるのかと、それについてお答えください。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。森林環境譲与税のスタートからまた今現在の積立で、こういった話かと思えます。スタートしておりますのは令和元年度でございます。譲与額は193万円からスタートしております。その後ですね、令和2年度においては410万円と、少し上がってですね、令和3年度も同じ。令和4年度においては、今回530万円の予算を計上させていただいております。令和4年度…（「末でいいよ。」の声あり）末でいいですね。基金の残高として予定しておりますのは885万5,000円でございます。

5 番 田 代 今回の60万のナラ枯れ対策事業、どういった補助金か分からないんですけども、完全に森林環境税…譲与税ですか、森林環境譲与税、これで頂いた額はそういったことで、ナラとかコナラの自然林、または人工林に対して使ってもおかしくないのかな。それが環境保全につながっていく。松田の環境、足柄の環境、農業を守れる。それで一方で出てしまったシカについては加工施設で有効に使うという考えなんですけれども。町長、この今の合計で来年の3月末になると885万ぐらいの基金が積めます。そういった関係で、ナラだ、コナラ、ブナ、そういったものに少し回せるような感じがするんですけど、町長のお考えいかがでしょうか。

町 長 ありがとうございます。ちょっと私、勘違いしてたらちょっと後で訂正とかがあると思うんですけど。この森林環境譲与税についての、利用ができるその項目がたしかあったんですね。その中に、今言われていることが適用ということであるならば、それは一つ、一考できることかなと。ただ、私が思っているのが、もうちょっと木自体の利活用という部分に使えるというようなイメージ

があったので、要は切った後のところにそういったものを例えば植えていくのにも使えるかどうかというのは、よく確認して御回答したいというふうに考えます…思います。以上です。

5 番 田 代 すみません、課長。今、私の話したその森林環境譲与税の基金885万が、こういったナラとかそういったものに使えるんですかね。何か制約があるのか、その辺についてお答えください。

観 光 経 済 課 長 森林環境譲与税、用途様々な事例がございます。その中で、いわゆる森林の整備というのは幅広でございますので、今言ったその植え替え云々という細かい、詳細まで確認はしておりませんが、森林整備に関しては、ベースとしては当てはまる分はあろうかと思えます。

5 番 田 代 ありがとうございます。町長、そういったことですのでね、このお金を全部ナラとかコナラの植栽とかの、一部伐採して更新というふうな形で、全額ではなくて、ある程度使えればね、ぜひ松田山の、また寄の山の更生のために、再生のために御尽力いただきたいと思えます。これは要望です。

2番から3番に移るんですけども。このジビエ処理の加工施設、当初建設予定地は某箇所、住民の反対によって根石地区に整備されることになりました。施設が完成した後の管理運営については諸問題解決のため、先ほど町長から答弁がありましたとおり、根石地区住民と町とで結んだ覚書、これを遵守していただき、運営されることになると思えます。しかしながら、ジビエ処理加工施設、一部の方の見方では、地元にとっては迷惑施設、そういった考えとか、シカやイノシシを解体する野蛮な施設、このように捉えている方もいらっしゃいます。そこで、受入れをしていただいた根石地区の住民の方の気持ちを大切にするとともに、根石のイメージアップ、これと、足柄上郡の特産品として、加工処理施設でも将来的には販売するようになると思えます。多くの方に親しまれる施設の愛称、これ私、ポイントになるのかなというふうに。私、地元で住んでるので、例えばジビエ処理加工施設、要するに事業の…事業名だよ、補助金をもらう。それがドーンと出てるより、そういうのは小さくどこかに入っていればいいんだから、何かすごい、誰にでもここにこってされるような、そういっ

た愛称をつけていただいて、それで地元のイメージアップ。それと、特に特産品として売り出すために、あそこの施設でこういうのが売ってるよと、そういうふうにはなっていたのが一番いいことではないかと。要は、愛称の命名、これに関する町長のお考えをお願いいたします。

町長 御質問いただきました件について。この加工施設が…何ですかね、先ほど悪いイメージのような話も、一方ではあることについては否定はしません。しかしながら、総合的にいろんなものを考えたときにこの施設は本当に必要なものだというふうに、私はこの施設が出来上がって、いろんな他方面の方々からすれば、愛称云々という前に、これは本当できてよかったねと言ってもらえる施設になるのは、もうまず一番だというふうに思ってます。その中でも、さらにもう少し地域のイメージアップだとかということをも多分田代議員は提案をされているんだろうなというふうに感じるところでありますので、そこはですね、関係者の方々とよくお話をしてですね、そういったことでイメージアップが図れるのであれば、ぜひですね、そういったものに取り組んでいくのも一つですし、やはり、ブランド品でこれから売り出すに当たって、先ほどの答弁でもちょっとしましたけども、猟友会の方々についても命名をいろいろ考えたりとかしていただいているということもありますから、その辺も総合的に考えて、例えば名前と、例えばそういった、何ですかね、分かるブランドのマークみたいなものも含めて検討できたらなというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 どうも前向きな回答ありがとうございました。マークとか親しまれる名称、そういったもので地域の特産品として攻めの姿勢で販売していくということで、ぜひその実現に向けてお願いしたいと思います。

それでは、時間もあと10分になりましたので、3番目の地域の特産品として、鹿肉や猪肉の販売に関する支援ということを質問させていただいてます。回答では、この加工施設は猟友会の捕獲者自身が施設を利用して処理を行い、自らがその肉を保有し、販売を行う方式を考えてるということで、以前からこの方式については全協等で説明を受けてました。

一方で、回答書の中で、販売に関する回答について、例えばJAの朝ドレフ

アーミなどでの直売、小田原や箱根地区で観光関連事業者からのニーズがあると。足柄ジビエとして桜まつりのイベントなどで販売していくと。あと、各町のふるさと納税の返礼品だと。結びとして、肉質の向上、付加価値の高い肉の処理加工を目指し、5町一丸となって支援していくというふうになってます。

これ、現実論として、非常に難しいというふうに私は感じてます。美辞麗句とは言えませんが、これを実現するというのは非常に大変だなと。というのは、冒頭申し上げましたとおり、初めの段階では個人が全部肉をやるんですよ。個人個人が。自分で捕獲した肉をこの施設に持って行って、それで解体して自分で売りますよと。一方では、やっぱり地域の特産品として売っていくんだと。町長も回答された中で一つ話が出てたのが、ある程度研修会、課長の答弁だったかな、猟友会の方に研修会やって、こういうふうにするんだよという、それは分かるんですけど、それだけでスタートしてここまで行き着くかな、それがすごい私、不安なんです。考え方はすごいすばらしい。でも、やる時に原則論として、自分で持ってきたものをそこで、施設で解体処理して、自分で販売する。一方で地域の特産品にしていく。

この中でやはりまず1点目が、一、二回の研修で付加価値の高い肉を安定的に供給できて、足柄ジビエとして地域の特産品にすることは、私は難しいと思う。これはね、それなりのコーディネーターが必要なのかなという。どこにどういう人がいるかは分からないですけども、猟友会で5町に皆さん会員がいるわけですよ。みんなそれまで培ってきたものがあるから、独特の技術で、現場で、今までは解体してお家にお持ちになられて、知り合いに差し上げたり、自分で食べてたというものが、今度は商品として出す。そのためにはそれなりのコーディネーターが必要なのかな。非常にかなり難しい問題なんですけれども、安定的に上質の肉をいろいろな施設に供給するシステム、これをつくるのが必要なのかなということで、私はここの最後に書いてある販売に関する支援、この支援というのがやはり町が関与して猟友会と一緒にあって、別な方法で一つの管理システム、流通に乗せるための。それをね、町で支援していただきたいんですよ。これについて、町長、いかがでしょうか。

町

長 まず、大前提になっているのは、もうこれまでも多分担当課長も話をしているように、まずこのお肉が誰のものかという話ですよ。ここで…何ですか。例えば、こういうふうに考えられればどうかなと思うんですけど、今、農業従事者の方々が個人個人でいろんな、例えばナスを作るにしても、何作るにしても、それぞれの作り方によって、それぞれのやっぱりおいしさが出たりだとか、土によって変わったりだとかということもあったりとかすると思うんです。それで、例えば朝ドレファーマなんかで言うと、朝ドレファーマのところに野菜をいろいろ置いてあって、その方が、写真が載っていたりだとか、いや、でも、それで買う人が、この人の野菜はこの間食べたけどおいしかったねとかというふうな格好の線引きだとかということもあろうかと思えます。

ちょっと話前後しちゃいましたけど。先ほど言ったその加工施設で加工したお肉を独自のルートで売りたいという人も当然いるでしょうし、自家処理加工所があったから、もう自家消費も含めてやるよというような方々もいるでしょう。ですので、そういった、せっかく頑張ってとれた方々の選択肢を狭めることなくですね、やらせていただきたいというふうなことでの、いろんな意見交換した中での結果が今の現状に至っているというふうに思っています。

それでも、ただ、個人的に売るとかという分については、非常に私もなかなか難しいハードルではないかなというふうに思っている分があるので、町だとか、我々一緒になっている、行政で協力しているところは、じゃあ、ここは買い取ってくれるよとか、ここに商品置いてもいいですよとかというようなことについては、我々だって最大限の協力はできるというふうに考えています。徐々に、これをオペレーションを回っていきながらですね、例えばお肉を取られた方々が、じゃあ、俺ら一つのグループつくってさ。このグループで、じゃあ、ふるさと納税に、例えば松田町支部だったら、松田町支部だけでふるさと返礼品にしようよとか言ってもらえれば、松田町としてのジビエ肉としては出すこともできますし。そういった支援というだけ…という言葉じゃ何かこう、何ですかね、やってもらい過ぎてるというふうな感じしますから、支援というよりも、やっぱり一緒にやっていくというスタンスは多分非常に必要かなと。

今日もずっと皆さんとやり取りしているときもありますけども、計画つくって、その後何してるのというふうなこともありますし、こういう答弁した後も、実際、実務的にどうやって動いているのよというのを一々確認しなきゃ前に進んでいないというふうな状況だと、なかなかやっぱり信用もされないところもありますので、常にですね、こういったものについては、もうやっぱり伴走型でしっかりやっていくということは常に言ってありますから、そういったことも5町の首長さんとも連携取りながらですね、やっていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 町長、回答ありがとうございました。整理すると、私のほうの考えとある程度似ているのかなというふうに感じます。肉は誰のものというふうに問題提起ありましたけど、これは原則論として、自分が取ったその肉、それは自分のものだと思います。その肉を自分で、家庭で食べるとか、知り合いに差し上げる人は、それはそれでいいと思います。でなくて、それを売って、商品にしてお金を頂くんだという考えについては、個人消費で、個人のお名前が載って責任は持っていただく。ただ、販売については、今、町長がお話のあったように、猟友会松田支部、各支部で単位でそういうのを進めていくという方法もあるし、足柄上猟友会で全体で進める方法もあると思います。要は、一番大事なものは、肉にするときに、例えばAランク、Bランク、Cランク、その肉がおのおのがばらばらのものじゃ駄目だと思うんですよね。自家消費しようが、売っていく商品にしようが、そのランクづけというのは必要だと思うんです。品質について、この肉はこうなんだと。それがこの、これからやろうとしているジビエの販売の大きなポイントだと思います。そのちゃんとしたランク別の肉をしっかりとどうやって売っていくか、それがシステムづくりだと思います。支援という言葉よりも、一緒にやっていくという考え出ましたけど、私は議員の立場として、人的支援、または財政的支援、そういうのをしながら、一緒に猟友会とシステムづくりをします。最後の落としどころが、最後までおんぶで抱っこじゃ駄目なんですよね。ある程度のおきに独立していただく。初めは委託料で266万の半分、年間260万の委託料で光熱水費なりいろいろなものを支援すると思

ます。ただ、今度、最後には指定管理者として独立していただいて、もうけは取っていただく。施設の最低限の維持費はお支払いいただくと、それが私は最後の到着点だと思います。このように私は考えますけれども、町長、最後に、いかがでしょうか。

町 長 じゃあ、2分間ありますからね。そんなに…そんなに。（私語あり）この施設は、やっぱり5町の首長さんたちも共通認識なんですけども、やっぱり持続して、しっかりとやっぱり経営というか、経営というより運営ですね。はしていかなきゃいけない施設だと。並行しながら、鳥獣被害をやっぱりなくしていくということが一番の大義でもございますし、やっぱり農協がこの施設に対する期待が高いのもそういったところだというふうに考えておりますので。いずれにしろ、どういう状況であったにしても、我々自治体としてはしっかりと覚悟を持って支援していくというのに変わりはありません。ただ、我々がこういうふうに行っていることによって、指定管理もそうですけれども、事業者に対する足かせにならないようなことだけには、やっぱりやるべきじゃないと思っておりますので、しっかりと支援をしていながらですね、その運営をしていただく方々ともよく話しして、運営者がとにかく気持ちよく事業ができるような方向ではやっていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 町長、前向きなお答えありがとうございました。私の今回の一般質問のタイトルにあるように、この地域の環境と農林業を守るため、そのためにはやはりジビエ加工処理施設、非常に大切だと思います。それを起点に、これから足柄の特産品、足柄ジビエとしていくまで困難な面もあると思いますけれども、いろんな面でいい方向に持ってきていってほしいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第6号、田代実君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。 (16時03分)